環境社会配慮ガイドライン
運用面の見直しワーキンググループ
④ステークホルダー協議、社会的弱者からの意見聴取

日時　2026年9月25日（金）14:00～16:56

場所　JICA本部2階202会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

東　佳史	立命館大学　政策科学部・大学院　教授
阿部　貴美子	実践女子大学　人間社会学部／明治学院大学大学院 社会学研究科　非常勤講師
石田　健一	元東京大学　大気海洋研究所　海洋生命科学部門　元助教
小椋　健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 元プロジェクト担当部長
柴田　裕希	立教大学　環境学部　准教授
清水谷　卓	周南公立大学　研究・地域・産学連携推進機構　准教授
鈴木　克徳	金沢大学　環境保全センター　元教授・センター長
二宮　浩輔	山梨県立大学　国際政策学部　元教授
長谷川　弘（※）	広島修道大学　名誉教授
林　希一郎	名古屋大学　未来材料・システム研究所　教授
東　智美	埼玉大学　教養学部・大学院人文社会科学研究科　准教授

（※）会議室参加

JICA

池上　宇啓	審査部　環境社会配慮監理課　課長
西井　洋介	審査部　環境社会配慮審査課　課長
瀬戸　典子	審査部　環境社会配慮審査課兼監理課

傍聴者

重田　康博	宇都宮大学　国際学部／国際協力 NGO センター　元教授／政策アドバイザー

開会 14:00

〇西井　皆様、こんにちは。こちら、JICA本部事務局の西井でございます。

本日もご参加いただきましてありがとうございます。そろそろ時間になりますので、会議を開始させていただきたいと思います。

冒頭、音声確認だけ取らせていただきたいと思います。もし音声届いているようでしたら、サインをいただけますと幸いです。反応いただきましてありがとうございます。音声届いているようですので、会議始めさせていただきたいと思います。

本日はガイドライン運用見直しワーキンググループ第4回目。いよいよ4回目に入りました。

今日のテーマは、ステークホルダー協議・社会的弱者からの意見聴取ということで、議論をさせていただければと思います。

本日11名の委員の皆様にご参加を予定いただいております。

東（あずま）委員、阿部委員、石田委員、小椋委員、柴田委員、清水谷委員、鈴木克徳委員、二宮副委員長、長谷川委員、林委員長、東（ひがし）委員の皆様でございます。

あと、重田委員が傍聴者ということで、本日ご参加いただいております。

出席者のうち、長谷川委員に関しましては、会議室からのご参加ということで、既に着席いただいております。

あと、1点ご報告でございますが、石田委員がまだ入られておりませんで、ちょっと機材トラブルに見舞われているというふうに聞いております。機材が使えるところ、今探していらっしゃる最中ということですので、すぐに繋がるかどうか、あと、繋がった後、すぐに発言できるかどうかわからない状況だということだそうです。なので、恐縮ながらとりあえず会議は進めさせていただこうと思いますが、発言順番とか、必要に応じて、調整させていただければと思っております。

注意事項に移らせていただきます。いつもの注意事項でございます。画面に映させていただいているとおりでございますが、参加者の皆様におかれましては、発言時、必ずお名乗りいただいた後、主査の指名をお待ちいただけますと幸いです。

質問やコメントに関しましては、JICA宛か委員宛かを明確にしていただきますようお願いいたします。本日JICA側は審査部しかおりませんので、JICA宛と言っていただければ、対応者をこちらで調整させていただきます。

ほかの方が発言中は、発言が終わるのを確認してからご発言いただきますようお願いいたします。

会議室からご参加の長谷川委員におかれましては、お手元のマイクを活用して発言いただければと思います。オンラインで参加いただいておりますので、オンラインでの挙手機能を使っていただけますと、調整が楽かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、オンラインの皆様におかれましては、ハウリング等を防ぐため、事務局の設定で一律ミュートさせていただいております。ご発言する際は、ミュートを外して、可能であればカメラをオンにしていただけますと幸いです。ご発言終わりましたら、以上です、とお伝えいただき、速やかにミュートしていただければ幸いです。

ガイドライン運用見直しのワーキングでは毎回ですが、本日、議事録を取り、逐語録を作成する予定にしておりますので、おって皆様に確認をさせていただくことになろうかと思います。ですので、発言が混線しないようにご協力いただけますと幸いです。

いつもの注意事項はここまでということで、早速会議のほうに移らせていただければと思います。
主査につきましては、全体会合でも皆様と議論させていただきましたとおり、事前に決めさせていただいておりまして、本日は二宮副委員長に主査をお願いさせていただいております。
ということで、早速ではございますが、マイクを二宮主査のほうにお渡ししたいと思います。
ガイドライン運用見直し、通例どおりですと、ここから先の運営は主査にお任せでございますが、冒頭、事務局のほうから、資料の最終ご報告の時間を少しいただければと思っております。
それでは、二宮主査、お願いしてもよろしいでしょうか。何とぞよろしくお願いいたします。
〇二宮副委員長　はい、よろしくお願いいたします。
ワーキング4回目、主査を担当いたします。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
冒頭、もう4回目ですので、既にご経験の委員の方が多いとは思いますが、一応流れについて確認をさせてください。
今回も資料は3種類配布されています。一つが事前配布資料のコメント・質問を受けたうえでの修正版、見え消しで修正をしていただいているものと、あともう一つが回答表、それからもう一つがステークホルダー協議と社会的弱者からの意見聴取に関する運用方針と、あとは主な提言をまとめていただいたものです。
で、この運用方針と提言をまとめていただいたものを、今回検討して内容を確定する作業を行うというふうに理解をしております。
ですので、通常の案件ごとのワーキンググループでは、回答表一つ一つ、質問者、コメント者の方に確認をしていただくような作業をしますが、それはこのワーキンググループではしないということになりますので、冒頭、まずJICAのほうに、資料の説明をしていただいた後、順番に委員の皆さんから、全体についてのコメントをしていただいて、それについて、JICAのほうから回答を示していただいて、で、最終的にこの出していただいた案を一つずつ内容を確認していって、確定するという、そういう流れになると理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、まず最初はJICAからの資料説明でよろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。
〇瀬戸　はい、二宮主査、ありがとうございます。
それでは、事務局のほうから資料のご説明をさせていただきたいと思います。
事前配布資料から先にご説明させていただきたいと思います。こちら、主に前回配布した内容から、委員の皆様のコメントを受けて、修正した点を中心にご説明させていただきたいと思います。主に運用方針に関するご説明になります。
まずは17ページ目になりますが、こちら、委員の皆さんのご説明及び本件例示しておりましたバングラデシュ案件の進捗を踏まえまして、こちらのように修正しております。
運用見直し検討におけるポイントでございますが、事業対象地域の社会的・文化的背景及びジェンダー規範を踏まえ、女性が社会的に脆弱な立場に置かれると考えるため、その実質的な参加と意見表明を確保する必要があった。
続きまして、修正しておりますが、意見聴取に際しましては、形式的な質疑応答に限定せず、女性を含む社会的弱者のみを対象としたフォーカスグループディスカッション等、社会的弱者のニーズ、懸念と認識を効果的に把握できる手法が検討されたという形にまとめさせていただいてございます。

続きまして、修正している点でございますが、運用方針のAでございます。こちらも事前の委員の皆様のコメントを踏まえまして、内容について大きく変更するものではございませんが、表現と内容について修正してございます。

ステークホルダー協議の実効性及び幅広い参加の確保ということで、1点目は修正してございませんが、ステークホルダー協議においては、地域の実情に応じ、SNS等のデジタル技術、地元NGO等を活用した多様な周知・参加手段により幅広い参加を確保する。また、適切な情報提供、自由かつ双方向の意見交換及び意思決定への反映状況を踏まえ、意味ある協議が実施されているかを総合的に評価するとしております。

また、2点目、3点目に追記をしてございます。二つ目ですが、相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議について、JICAガイドラインが求める意味ある協議及び社会的弱者への配慮の要件を満たしていることが確認される場合、活用を認める。

3点目ですが、JICAガイドラインが求める意味ある協議及び社会的な弱者への配慮の要件を満たしていることが確認される場合には、オンライン等の対面によらない方法のみによる協議も、ステークホルダー協議として活用し得るところで、赤字の社会的弱者への配慮というところを要件として追記をしてございます。

続きまして、運用見直しの論点のBについても修正をしております。こちら女性や社会的弱者の実質的な参加及び意見聴取の確保になります。

1点目、2点目とも赤字のとおり修正しておりまして、まず1点目ですが、地域の社会的・文化的背景及びジェンダー規範を踏まえ、女性や社会的弱者の実質的な参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう配慮する必要がある。また、対象者別のフォーカスグループディスカッション等、それぞれの状況に応じた適切な手法を用い、そのニーズ、懸念、認識を的確に把握する。

2点目でございますが、ステークホルダーの特定及び分析に当たっては、ジェンダー、年齢、所得、民族、障害等の属性を個別に確認するだけでなく、複数の属性が重なることにより生じる情報へのアクセス、参加及び意見表明上の障壁を把握し、対象者の状況に応じた措置を講じることが望ましいとしてございます。

最後ですが、運用方針のCでございます。こちらも赤字のとおり修正しております。こちらはスコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期でございますが、1点目ですが、現状、第1回現地ステークホルダー協議をスコーピングワーキンググループ後に実施していますが、スコーピングワーキンググループの役割を確保しつつ、代替案を適切に設定・評価するため、案件の特性に応じ、当該ワーキンググループ前に、JICAガイドラインが求めるスコーピング段階の第1回現地ステークホルダー協議を実施することも許容するとしております。

また、2点目ですが、この場合、当該ワーキンググループの助言を踏まえ、調査方針、または代替案の内容に重大な変更が生じる場合には、変更内容を現地ステークホルダーに説明し、必要に応じて、スコーピング段階の現地ステークホルダー協議を改めて実施するとしております。

こちらが事前配布資料の修正点でございます。

続きまして、先ほど主査からご紹介ございました、今回、主に議論するペーパーの中で、運用方針については、今申し上げたとおりですけれども、ワーキンググループにおける主要な提言というこ

とで、今のところ、回答表で皆様にいただきました意見を、要約したものを参考までにまとめておりますので、こちらご参考までに紹介させていただきます。本日の議論の参考になればと存じます。

いずれも運用方針A、B、Cに即しての内容をまとめております。

まず運用方針Aのステークホルダー協議の実効性及び幅広い参加の確保に関してですけれども、一つ目が、相手国法制度に基づく既存の協議やオンライン等による協議を活用する場合には、十分な事前周知、適切な情報提供、ステークホルダーの特定、双方向の意見交換、参加しやすい協議環境、意見への回答・計画への反映等の観点から、JICAガイドラインが求める意味ある協議の要件を満たすか確認すべきであるとのご意見をいただいております。

また、2点目ですが、SNS、オンライン会議、個人通信アプリ等のデジタル技術について、開催周知のみならず、協議、意見提出、質疑応答及び個別ヒアリング等に活用することが考えられる。ただし、デジタル技術の活用自体を目的とせず、通信環境、費用、利用能力、言語、心理的負担等の属性別の違いを踏まえ、双方向性と実効性を確保する必要があるとのご意見もいただいております。

続きまして、運用方針Bの女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保の点について、いただいているご意見をまとめております。

1点目ですが、女性、障害者、低カースト層、少数民族、非正規居住者等の参加を確保するため、対象者の居住場所、社会的立場、ジェンダー規範、言語、情報へのアクセス等を踏まえ、フォーカスグループディスカッション、個別面談、戸別訪問、NGO主催の小規模会合、オンラインでの意見提出等を組み合わせるべきであるとのご意見をいただいております。

2点目につきましては、フォーカスグループディスカッション等を実施する場合には、コミュニティリーダー、行政、事業者、高カースト層、家族・地域内の関係者等からの圧力や、参加者間の力関係によって発言が妨げられないよう、参加者の属性・組合せ、会場、開催時間、調査員の属性等を適切に設計すべきである。女性や社会的弱者が安全・安心に参加し、自由に意見を表明できる環境の確保を、意味ある参加の前提として位置づける必要があるとのご意見もいただいております。

最後、運用方針Cのスコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期に関するご意見をまとめてございます。

2点にわたりまして、1点目がスコーピングワーキング前に第1回現地ステークホルダー協議を実施することは、現地ステークホルダー協議の意見を代替案、評価項目及び調査TORに反映し、その結果を踏まえてワーキンググループで助言を行う観点から有益であるため、案件の特性や調査工程に応じて柔軟に認めることが望ましいとのご意見を頂戴しております。

また、最後の点ですが、スコーピングワーキング前に第1回現地ステークホルダー協議を実施した場合で、スコーピングワーキンググループの助言を踏まえて、調査方針、または代替案に重要な変更が生じた場合には、変更内容を現地ステークホルダーに説明し、必要に応じて補足的な協議を実施すべきである。その際、代表者への説明、SNSによる情報提供、部分的なオンライン協議等を活用し、ステークホルダーの理解を確認しつつ、過度な負担とならない方法を案件ごとに検討する必要があるとのご意見を頂戴しております。

事務局からの事前説明は以上でございます。ありがとうございます。

○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。

それでは、早速、委員の皆さんからのご意見、コメントに移っていきたいと思いますが、ご発言の

順番ですけれども、従来、50音順の頭から進めておりましたけれども、毎回同じだと後ろのほうになる方が、発言が既にされた内容が多くなるようなことのご意見があったようですので、前回の3回目のワーキンググループでは、50音の後ろからということで、発言順番が調整されていますので、今回はまた元に戻って、50音順、通常どおり行きたいと思います。

石田委員がまだいらっしゃってないので、石田委員は一番最後にご発言いただくことにして、東（あずま）委員、阿部委員、小椋委員という順番でいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、東（あずま）委員、よろしくお願いいたします。

〇東（佳）委員　はい、ありがとうございました。

ちょっと細かい文言なんですけども、障害の害が害虫の害とひらがなのがい、2種類ありましたんで、統一されたほうがいいかと思います。

以上です。

〇二宮副委員長　はい、あとは内容についてはよろしいですか。

〇東（佳）委員　結構です。異存ございません。

〇二宮副委員長　はい、ありがとうございました。

それでは阿部委員、よろしくお願いいたします。

〇阿部委員　はい、阿部です。

意見聴取の1のほうの運用方針、大変詳しく皆様のご意見をおまとめいただいてありがとうございました。こちらの内容については、特にコメント等はございません。

二つありまして、すみません、発言は、後でもう一度するというのでもよろしいでしょうか。それともここで発言を全てしてしまったほうがいいでしょうか。

というのは、一つが回答表についての事柄で、もう一つが皆様からのご意見をまとめた部分の2のほうです。最初にJICAの方からご説明いただいた2のところなんですけれども、飛んでしまうんですけど、よろしいでしょうか。

〇二宮副委員長　まず1巡目で、関連するところは、お話を全部していただいていいかなと思います。それで1回出切った後に、最後今度は運用方針と主な提言、順番に流して見ていく形になると思います。その時に追加あれば、またご発言いただければいいと思います。

〇阿部委員　はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、回答表のほうの私のところで、No.4になりますけれども、JICAさんのほうからご説明をいただいて、ありがとうございました。状況を理解しました。

こちらなんですけれども、もし今日、ご出席の方でお分かりになる方がおられればお伺いしたいんですが、JICAさんの対応としては、対面以外の対応を取るということなんですけれども、他のドナーはどのような対応を取られているのかということと、それから時間的にどれぐらいかかることかわからないんですけれども、この現状というものについて、変更、つまりJICAの要件を満たすような形での改善ということが行われそうな動きがあるのかという二つの質問です。

それから、繰り返しになりますけれども、先ほどご説明いただきましたA4の縦の紙の2のところのページの2で、黒丸の二つ目の上のほうです。こちらは皆様のご意見ということで、特に後半の部分では様々な手法についてお書きいただいて、これらが組み合わせて行われるということであれば、

大変必要とされる意見等の聴取に役立つのではないかなと思います。
　一方で、他のワーキンググループの話にも出てたんですけれども、様々なことを、効果を目指して行うということになると、当然リソースが必要になってきます。で、その場合に、日本にも優秀なコンサルタントさんの方はたくさんおられますけれども、また、場合によっては現地のコンサルタントを雇うことも考えられますし、さらにもう少しその現場に即して言うと、このような組み合わせで行うことについて、コンサルタントさんの入札の時に示すTORの段階で、どの程度これが反映されるのか、それはつまり、このマンマンスの付け方ですとか、そういったことも関わってくるんですけれども、そして当然ながら、それに対してコンサルタントさんのほうで、どういう人員配置にするかといったようなことを考えることになるかと思います。
　で、今書かれているような様々な工夫をした調査というのは、本当に望ましい形ではあると思うんですけれども、現場で行うとなると、やはりかなり厳しいところがある。厳しいというのは、効果的なものが実際に行われるのかということと、リソースが実際にそこに担保されるのかというあたりになってくると思います。
　で、私も実際に調査した経験が、研究経験もありますし、その他の調査の依頼を受けたこともありますので、そのあたりを考えますと、この下のところ、現状の文章に付け加えたほうがよろしいのではないかなということを考えました。リソースに対する配慮ということで、ちょっと1文考えてみましたので、そこまで書かなくてもいいのではないかということを考えられる方もおられるかと思いますけれども、そのリソースについて勘案をして対応すべき、あるいは、リソースを一定程度明確化したうえで対応すべき、みたいなことを書いて、発注を受けたコンサルタントさんにしろ、実際にその現地で働かれる方にしても、あまりにも負担が過剰にならないで効果的なことができるようなことというのをぜひ、この皆様からの案の中に1文として加えさせていただければ良いかなと考えております。
　長くなりました。以上です。
○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。阿部委員、今の1文は。
○阿部委員　チャットに書きます。
○二宮副委員長　そうしていただいて、後で皆さんで検討できればと思います。
○阿部委員　はい、お願いします。ありがとうございます。
○二宮副委員長　今1番目にあった他の委員の皆さんのご存知のことがあったらという、対面開催以外で、他機関でどういう取り組みが行われているか。これも後からの議論でいいですか。
○阿部委員　はい、それでお願いいたします。ありがとうございます。
○二宮副委員長　もしかして他のドナーの経験をお持ちの、鈴木克徳委員なんかはそうかなと今とっさに思いましたが、情報をお持ちであれば、共有いただければ、後ほどよろしくお願いいたします。
　そしたら、小椋委員、よろしくお願いいたします。
○小椋委員　はい、ご説明ありがとうございます。
　特段、今までの説明、あるいは事前に昨日送られてきた回答表で、私はそれで満足しておりますが、1点、今ちょうど画面で映されているところですが、女性や社会的弱者の云々というところで、低カースト層、カーストだけはちょっと運用が難しいっていうJICAさんの回答だったので、確かに

そのとおりかなというふうに思いますが、今後、カースト制がまだ残っている国の中での扱い、意見聴取どうするかというのは、今後、皆さん、有識者の方とも、ディスカッション、あるいは他機関のベストプラクティス等参考にしながら、私も勉強したいと思います。

以上です。

○二宮副委員長　ありがとうございました。

カーストのことは確かにそうだなと思いました。かなり文化的なというか、規範的なというか部分なので、どういうふうにアプローチするかっていうのは、何人かご質問・コメントいただいていたので、重要なポイントかなと思いました。ありがとうございました。

それでは柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員　はい、柴田です。ありがとうございます。

私も、回答表と運用の見直しのペーパー、おまとめいただきありがとうございます。いただいた回答、全てよく理解できました。

ちょっと今回、運用方針の見直しの明示的な項目になっていないので、ちょっと違うのかもしれないんですけれども、回答表のほうのNo.15で、ちょっと書かせていただいた部分なんですけれども、先日行われた運用見直し②で議論になった不可分一体、派生・二次的、累積的影響と、ステークホルダーの範囲の考え方についての整理をちょっと確認できるといいかなと思って、コメントさせていただいて、これもご回答いただきありがとうございました。

で、不可分一体については、基本的にJICAの協力事業ではない別の事業になるので、その別の事業の実施主体、実施者と、その援助機関があれば、援助機関の責任で、基本的にはステークホルダー協議を行われていくものですと。

で、派生・二次、累積的影響については、これはJICAの援助の事業になるので、JICAのほうで責任を持ってステークホルダー協議行っていきますというような整理で、ご回答いただきありがとうございます。私も同じ理解をするところであります。

ただ1点、その不可分一体事業のほうについては、なかなか難しいところがあるなと思っておりまして、いただいたコメントを拝見すると、不可分一体事業で、JICAが直接援助しているのとはまた別の事業のほうのステークホルダー協議が、例えば仮に先行して既に行われているといった場合には、今、回答表でいただいたような形で、その状況を確認していきますよと。

で、必要に応じて、追加の協議ですとか、情報収集をやっていきますよと、あるいはそれを実施機関なりに求めていきますよということで、回答いただいているんですけれども、場合によっては、JICAが協力している事業が先行していて、不可分一体のもう一つの事業のほうが、後発的に後ろに続いてくることもあると思うんです。

で、影響を受ける側の現地のステークホルダーの立場から見てみると、一般的にこの不可分一体事業っていうのは、いわゆる一般の市民の人からしたら、その中では事業主体分かれてるかもしれないけど、一つの開発事業なんでしょっていうふうに見えるっていうのは、往々にしてよくあることだと思うんです。

そうなってくると、やっぱりその一般のステークホルダーからした時に、そこを区別して、この部分はこっちに意見する、この部分はこっちにって、なかなか現実的には難しいところがあるかなと思っていて、そうすると、不可分一体とはいえ、不可分一体のもう1個の事業、JICAが直接援助し

ているものではない別の事業との、このステークホルダー協議の連携っていうのがすごく大事になってくるんだろうなというようなことを、回答表のご回答をいただいて、改めて思いました。

で、この部分も、ペーパーのほうに残さなくてもいいとは思うんですけれども、あと不可分一体の事業もそんなに多くないので、なかなか難しいところではあるんですが、ちょっと今後の運用で、注意していければなというふうに思いました。これが回答表の15番のところです。

ほかにはコメントはございません。

以上です。ありがとうございます。

○二宮副委員長　柴田委員、ありがとうございました。

これもワーキンググループの回としては分かれていますけれども、確かに不可分一体、累積的の議論の時にも、ステークホルダー協議に関連する論点があったので、こういう視点って非常に重要だなというふうに、私も思いました。ありがとうございます。

後ほど、JICAの受け止めのほうも伺えればと思います。

それでは続きまして、清水谷委員、お願いいたします。

○清水谷委員　はい、清水谷です。

まずJICAの皆様、回答表を作ってくださいましてありがとうございます。また、運用の見直しの結果案という形で、作成された内容について基本的には私のほうから異論はございません。

1点確認したいことは、事前質問等でやったところでNo.3に当たりますけれども、実はその意味ある協議のところで、実際に現場で意味ある協議が行われてたかどうかっていうところを、チェックリストのようなもので確認ができるようにしたほうがいいのではないかという意見を書いておりました。その時に回答としては、その意味ある協議がその別紙5の3だったり、別紙5の4で書いてあるというような回答になってまして、実はそれ自体が、別紙5の4とか3っていうのはチェックリストではなくて、こういうふうにすべきだというような内容だったものですから、それが実際にできたかどうかっていうのを、やはり確認する、証明するものを作るべきではないかということが、やはりまだ意見として残ります。

実際に今後、環境社会配慮助言委員会で、ステークホルダー協議での結果を議論する時に、本当にこれが意味ある協議から出てきた内容かどうかっていうのを確認しないまま、議論をしてしまう危険性があるのではないかと考えてまして、そういう意味でガイドラインに載せてある、意味ある協議とはこういうものだという内容自体は全くしっかりしたものだと思うんですけど、それを実際に、現場でうまく実行できたかどうかという確認をするところについて、証拠を取っていく、あるいはその証拠に基づいて出てきた内容が、確実に助言委員会のほうで確認できるというようなものを作るほうがいいのではないか、というところについて、皆様からまた意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○二宮副委員長　ありがとうございました。

では続いて、鈴木克徳委員、お願いいたします。

○鈴木（克）委員　はい、鈴木克徳です。聞こえますでしょうか。

○二宮副委員長　はい、聞こえています。

○鈴木（克）委員　全体として、私、JICAのほうでまとめていただいたものは、非常によくまとま

っていると思って、感謝をしております。私の意見もいろいろとうまく取り込んでいただいたのかなと思っています。

そのような中でちょっと気になったのが、JICAの運用方針という部分と、それから主要な提言との関係なのですけれども、今回の主要な提言というのは、運用方針の解説のような部分がかなりあるのではないだろうかと見受けています。

そういった意味で、もしこの主要な提言の中で、運用方針の中に取り込むことができるような部分があり、特に反対するのでなければ、できるだけ運用方針の中に書き込んでいただいたほうが良いのではないかと考えておりまして、その点について、ご検討いただけると有難いと思います。

それから、二つ目ですけれども、運用方針Bの女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保というところの二つ目のポツに関連するのですけれども、私のコメントの29、30とも関わっていますが、私が実際に世界銀行で環境社会配慮の審査を行っている時に一番難しい問題だったのは、ステークホルダーである現地の住民の人たちの意見が、適切にうまく反映された形で伝わってきているのかどうかという点だったのです。

これはある特定の国の場合に、非常に大きな問題だったのですけれども、その国の場合には、現地の人たちというのは、ほとんど英語をしゃべらないので、私ども世界銀行のスタッフが行って話を聞く時に、通訳をつけてもらいます。その通訳の人たちの通訳内容が、現地の人たちの意見を直接的に反映するものではなく、現地政府にとって都合の悪いものは、省略して伝えないといったケースが頻発をしていました。

私自身は環境配慮のほうを担当しており、社会配慮のほうは別グループがやっていたのですけれども、環境社会配慮全体の環境許可を出すという総括的な立場にいたので、社会配慮担当の人たちとも何度も話をさせてもらったのですけれども、実際にそういった、政府の人たちとか、通訳がいない世界で、現地語で世銀の社会配慮の人たちから聞いた内容と、それから、通訳を介して、あるいは報告書の中で示されている現地の人たちの意見との間に非常に大きな乖離があることが、とても大きな問題になっていました。

そういった意味で、様々な形で、相手側の政府とか、コミュニティリーダーといった人たちによる圧力とバイアスというものがかからないような方策を講じることが非常に重要ではないかと考えています。

運用方針Bの二つ目のチェックで、自由に意見を表明できる環境の確保を、意味ある参加の前提として位置づける必要があると書かれています。全くそのとおりだと思うのですけども、これをどうやって確保したら良いのかについては、恐らくケースバイケースということになると思うのですけれども、ぜひしっかりと検討していただけたらと思います。

最後になりますけれども、SNS等の活用というのは、非常に有効な場合があると思います。ただ、現地の人たちの中には、SNSを活用できないような人たちもいることも想定されるので、これがデジタルデバイドみたいな話にならないように留意をしてもらうことも大切だろうと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。

この点も重要なご指摘だと思いますので、後でJICAからの受け止めをお願いしたいと思います。

私の番ですが、私は皆さんも概ね今までまとめていただいた内容、コメント、質問を反映してい

ただいて、整理をしていただいていると思いますので、特に追加の意見等はございません。
　続きまして、では、長谷川委員、お願いいたします。
○長谷川委員　はい、ありがとうございます。
　今回もJICAさんのほうで、我々のコメント・質問を回答していただいて、必要なところは修正をしていただきまして、丁寧にありがとうございました。
　私は作られた運用面の見直し案については、ほぼ賛成というか、異議がございませんが、1箇所だけちょっと確認させてください。
　この縦長A4の運用方針の1ページ目C、これの一つ目のチェックのところに、スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期ということがございます。
　この中で、この一つ目のチェックの、ですから1ページの一番最後の行のところで、ステークホルダー協議をワーキンググループの前にやることも許容するというような表現になっております。
　ワーキンググループ、それからステークホルダー協議会、どちらが後か先かというふうなことなんですけども、この許容するというふうな書き方から受ける印象としては、現状やっておるように、まずは、スコーピングワーキンググループをやって、それからステークホルダー協議をやると、場合によってはその逆もあってもいいんだよというふうな、そういうふうなふうに感じたんです。
　ただ、今回、委員の方々が、このどちらが先かというふうなコメント・質問を投げかけて、それに対応してJICAさんがこうだよ、ああだよというふうな回答を為さってるやりとりを見た中で、どちらが先、後かというよりも、事情、状況によって、ケースバイケースで柔軟に、どちらが先、どちらが後ということを対応していきましょう、というようなことなのかなというふうに私は印象を受けました。
　だとすると、この原則はワーキンググループは先にやって、例外的にステークホルダー協議を最初にやることも許容するよというふうな言い方は、どちらが先かというふうな柔軟性を持ち出したとするならば、この許容するという言い方は、ちょっと軸足が一方に寄りすぎたかなというふうな表現があるかなというふうな気がしました。
　で、これについては、私が投げかけた47番のコメントがございます。
　先ほど阿部委員も、TORという言葉に触れられたんですけども、ガイドラインの中でTORをどのように作るかというふうな規定が、この47番の私のコメントの最後のほうにございますガイドラインの14ページ、あるいは19ページあたりに、現地踏査もやり、それからステークホルダーからもよくヒアリングをして意見を聞いたりして、TORを作るというような書きぶりがございます。
　で、スコーピング段階のワーキンググループをやらせてもらってて、我々が何について助言をするかという時に、いろんなことがあるんですけども、もちろん代替案もございますけども、今後、環境社会配慮調査をやっていきますよというふうなTORを提示してくれて、これに関して方法論的に、ああだこうだという我々助言をすることもよくございます。
　ということは、スコーピングのワーキンググループ段階で、ある程度のTOR案ができているということを前提としているわけですけれども、ということになれば、先ほどのガイドラインで言うところのTOR案を作る時には、ステークホルダーからの情報収集が必要ですよというふうにも言われてるんで、というところをTORだけを考えると、ワーキンググループ前にステークホルダー協議をやるということのほうが、そちらのほうがガイドラインからすると原則かなというふうには、私は

ちょっと感じておりました。
　もちろんステークホルダーの意見、あるいは考えを吸収するということは、協議会ばかりじゃなくて、いろんな方法があるんで、必ずしもステークホルダー協議会じゃなくてもいいよというふうな議論もあるかと思うんですけども、全体的には、原則的にはTORなどを考えると、ワーキンググループの前にステークホルダーミーティングをしたほうがいいのかなというふうなふうに感じた次第です。
　ただ、先ほども言ったように、委員とそれからJICAさんのやり取りを見ていると、どちらが先というよりも、現場あるいは状況に合わせて一番いい方法の順番でやったらどうかということで、それはそうだなというふうな気はしました。
　ただ、そうであるならば、先ほど言ったように、縦長の1ページのCの一番最後の行にあるように、ステークホルダー協議を最初にやるというのは許容するという、あくまでも例外なんですよというふうな、この表現自体はちょっとおかしいかなというふうに感じております。
　これが私の意見、以上です。
○二宮副委員長　はい、長谷川委員、ありがとうございました。
　これも多分、表現のことも含めて、確認が必要かなと思いますので、後ほどJICAのほうでよろしくお願いいたします。
　続きまして、林委員長、お願いいたします。
○林委員長　はい、林です。
　いろいろまとめていただいてありがとうございます、JICAのほうで。
　私のほうから全体的には全然問題ないと考えてるんですけど、ちょっと言葉について、二つほど確認をさせていただければなと思ってます。
　運用方針のBのこのカーストという表現が出てきてるんですけども、ここなんですけど、このカーストっていう言葉は、なんか私が想像するに、ヒンズー教関係の身分制度に近いようなものを想像していて、それに類するような身分制度っていうのも、いくつかいろんな国であることはあるんですけど、その部分も含まれているというふうな理解でいいのか、それとも特にヒンズーに由来するようなものをフォーカスしたものなのかということをちょっと確認したいのが一つです。
　もう一つは、提言の運用方針のところなんですけど、SNSは別にいいんですけど、オンライン会議、個人通信アプリ等と書いてあるんですけど、このオンライン会議というのは、開催通知、意見協議とかいうようなものをツールとして使うという感じ、オンライン会議を使った意見聴取をするという、そういう感じのものっていう、要はちょっとSNSとオンライン会議っていうのは、ちょっとなんかずいぶん違うようなものかなっていうふうに理解してまして、オンライン会議っていうのは、公聴会のような類いのものもあれば、今回の今やってるような、限られた人だけで参加するような会議のもあれば、SNSというのはどちらかというと、私はあんまり使わないですけど、なんか情報を公開して、それに対して勝手に意見を言ってもらうみたいな、そんなツールのようなものというような気がして、ここでどういう形でオンライン会議を使おうと思ってるのかなっていうのが、なんとなくちょっとわかりにくかったかなと思ったのと、あとは個人通信アプリって、これは具体的にはどんなようなものを想定されているのかなというのを、私が知らないだけかもしれませんけど、ちょっと確認できればなと思いました。

以上です。
○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。
言われてみれば、確かに、厳密に見ると、少し整理したほうがいいかなというふうにも思いましたので、後ほどJICAのお考えを確認させてください。
それでは、東（ひがし）委員、お願いいたします。
○東（智）委員　はい、東（ひがし）です。ご丁寧な取りまとめとご回答ありがとうございました。
私のほうからは質問に対して、いくつか確認したい点と議論の論点を挙げさせていただきたいと思います。
まず一つは、私のNo.20の質問のところで、こちらの私のコメントの意図としては、先ほどほかの委員の方からデジタルデバイドの話も出ましたが、SNSなどを使って、幅広く周知、参加の手段を広げていくということはいいことだけれども、そこに入れない人もいるというところを考えると、その手段を広げるということと、一方で、参加していない、あるいは参加しにくいステークホルダーがどこにいるのかというところに目を向けてほしいというのが質問の意図でした。
ですので、確認ですが、運用方針のBに反映されていますというのが、どの部分なのかというところを、後ほどご回答いただければと思います。
次は57、58のところお願いします。恐らくここはほかの委員の方と意見が分かれるところもあったと思いますので、議論が必要なところかと思います。
まずこの57のところで、ちょっとこれは、私が理解ができていないのかもしれませんが、論点Cに関する3つの事例が挙げられていたかと思います。一つ目のバングラデシュの事例というのは、本来であれば、スコーピングワーキンググループの後に行われるべきだったものが前に行われて、で、これが助言委員会で、後に行われるべきことが望ましかったと指摘をされた。なので、本来は後にするべきものがセンサス調査のタイミングなどで、やむを得ず前倒しになったという事例かと思います。
一方、残りの二つの事例というのは、ワーキンググループ前に情報収集が必要であるということを示す事例だと思うんですが、ワーキンググループ前に情報収集が必要であるということと、ワーキンググループ前に正式なステークホルダー協議をすることというのは、必ずしもイコールではないかと思うんですけれども、このあたりをどうお考えなのか、というところです。
そこに関連して、次の58のところですが、先ほどもほかの委員の方から出たように、スコーピングワーキンググループ前の正式なステークホルダー協議というのが、例外なのか、選択肢なのかというところは、非常に重要なのかなと思っています。
これが私が個々の案件についての理解が至らないところもあるとは思うんですけれども、現時点での私の認識としては、これまで議論されてきたように、やむを得ず前倒しにすることがあっても、あくまでも例外であるという位置づけのほうがいいのではないかというふうに考えています。
というのは、一つは、先ほど申し上げたように、そのガイドラインにあるステークホルダーからの情報・意見の聴取を早めの段階でやるということと、正式な協議を前倒しするっていうことは必ずしもイコールではないというところと、現地の、例えば住民とか、NGOとか、現地の住民組織にとってみると、正式なステークホルダー協議が前倒しにされることで、十分な情報収集とか、それから、例えば住民組織の中の意見の取りまとめとかができない状況で、ステークホルダー協議が行

われてしまうという可能性もあり得るのではないかなというふうに思っています。
　なので、そうした時に、先ほどその調査方針や代替案の内容に重要な変更が生じた場合には、もう1回正式な協議をやることも検討するということだったと思うんですが、必ずしも重要な変更が生じていない場合であっても、ステークホルダーのほうから、例えば必要性が出てきた場合には、もし前倒しするということを選択肢としてしまうのであれば、スコーピングワーキンググループの後でも正式な協議をやるっていう道は残しておいたほうがいいのではないかという意見です。
　とりあえず、以上です。ありがとうございます。
○二宮副委員長　ありがとうございました。
　この点も重要な論点、議論のポイントだと思いますので、後で確認をしたいと思います。
　石田委員はいらっしゃっていますでしょうか。
○石田委員　はい、遅れましたけど、申しわけありません。
○二宮副委員長　じゃあ石田委員、よろしくお願いいたします。
○石田委員　非常に論点等や提言等、非常に丁寧にまとめていただいて、本当にありがとうございます。大切なことがかなり多く含まれているというふうに読ませていただきました。
　それで、私からは自分の質問を中心に、ちょっと2点だけ申し上げたいと思います。
　まず私の回答表の40番のところ、こちらについては、これまでもワーキンググループや全体会合でも何度か発言させていただいたことで、ステークホルダー協議という大きな箱の、ちょっと足りないかもしれない機能を補う意味で、フォーカスグループっていうのはとてもいい手法だと思うんです。
　フォーカスグループごとに分けてインタビューをする、聞き取りをするっていうのは、とても有効ないい手段だと思うんですが、その一方で、やっぱり現場では、男女がミックスされたり、男性が多くて女性が少ないグループがあって、そこでフォーカスグループディスカッションをやってしまってるみたいなこともあるので、この点は今後も折に触れて機会がありましたら、ぜひやっぱり属性等は分けてやっていただいたほうが、より現地の声が届くんじゃないかと思います。
　それから、次が60番です。60番で言いたかったことは、そこに書いたとおりなんです。案件のライフサイクルで、計画の早い段階で、もちろん現地の人たちが声を上げれれば、本当にいいとは思います。それは本当に素晴らしいことだと思いますけども、ただ今回の運用見直しでも、ずっと話題になっている一番最初の段階と、それからスコーピングの段階と、それがだんだん段階が進むと、調査をすることによっていろんな別の事実がわかってくる。
　最初はそこまで調査ができないと、制度上なかなか難しかったりする。タイミング的になんだけど、後でわかってくると、やっぱりそのわかってきた情報に基づいて、住民の人たちと協議をする、住民の人たちから聞き取りをさせていただくというところも結構重要になってくると思いますし、それから、いつもJICAのほうからご報告いただいてるモニタリング、案件が実施されて、供与されて、モニタリングをやっていく中で、どれだけ現地の人たちが有効に関わってくださっていれるような体制になっているのかというようなところも、生物モニタリングなんかも、本当に個人的にはそういうところで、現地の人たちの環境や生物に関連する知識をつけていただいて、雇用が成立するっていうことが、現地の人たちが自分でその生態系の保全に寄与できるという意味では、かなり理想的ではないかというふうには考えますので、そこまで含めたライフサイクル全体のステークホ

ルダーの参加のあり方の関係について、今後も検討を続けていただければなと思うところです。
　で、皆さん、ご発言されているような、いろんな点については、この後で今日議論になることもあるでしょうから、また私は意見があれば、そこで発言させていただきたいというふうに考えます。
　主査、以上です。
○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。
　一通り、委員の皆さんからのコメントをいただきましたけれども、まだ休憩には早いようですけど、JICAのほうは順番にご回答いただくのは、ご準備は大丈夫でしょうか。
○西井　はい、事務局、西井でございます。ありがとうございます。
　順番に答えられる範囲で、答えさせていただいて、後ほど議論させていただければと思います。私のほうから答えた後、いくつか補足を担当者のほうからできればと思っております。
　阿部委員からいただいたコメントで、回答表のNo.4の事例に関しまして、状況理解いただきましてありがとうございます。ほかのドナーの対応、もしほかの委員の皆様からご助言いただけるのであれば、我々としても大変ありがたいなと思っております。
　このコメント、実際の実施機関からいただいているコメントでして、なかなか難しい状況、相手国政府の制度がある中で、いろいろと調整難しいところでございます。ただ我々としては、対というのもあるんですけれど、双方向性というところを重視して、なんとか協議を頑張ってしていると。
　なかなか向こうも向こうでやっぱり折れなくて、大変なところはあるんですけれど、なんとかそこは折り合いをつけようとしているというところです。ほかのドナーも同じ国でいろいろと苦労されているという噂話は聞いておりますが、それぞれ必要な対応を申し入れている状況だと理解しております。
　あと、阿部委員からご懸念いただいたそのリソースの点、まさしくここは難しいところでございまして、理想をいろいろと語るのは可能であり実施したいところではあっても、やっぱりスケジュールとお金などのリソースっていうのはどうしても限りがあって、できる範囲で、なんとか調整をしなくてはいけないっていうのは、ご指摘、ご理解のとおりかと思います。
　TORに反映するという意味では、それがまさしくスコーピングワーキングの作業なのだろうと、こちらとしては理解しておりまして、事前にどれだけのお金を付けられるかというのは、アンケート調査を始めてみないとなかなか事情がわからないところありますので、難しいところではあるのですが、スコーピングの中で、その現場の状況を踏まえて、どういうステークホルダーミーティングをやっていくのか、あるいはフォローするのかというところを決める中で、どういう工夫が必要なのかという方針を決めて、それに応じて必要に応じて現地再委託、現地再委託の予算は、通常単価を取るように調整してますけれど、必要に応じて、そこの調整が必要であれば、全体の調査の中でお金のやりくりをしていくということをJICAの中で相談していくんだと思っています。
　スケジュールとお金に関しましては、代替案検討の時にもご説明させていただいたとおり、なかなか厳しい競争条件の中で、我々もドナー間で戦っておりまして、そんなに無尽蔵には付けられないというところで、日々、我々と事業部の間で調整をしている状況でございます。その中で本当に付けられるところというのを見極めていく必要があるのかなと考えております。
　小椋委員からのコメントありがとうございます。カースト制の件、ご理解いただきましてありがとうございます。

あと、柴田委員からいただいた不可分一体のところ、これ非常に興味深いと言いますか、勉強になるコメントいただきました。ありがとうございます。

不可分一体とはいえ、我々としても見ていかなきゃいけない、連携していかなくてはいけないというご指摘、ごもっともかと思います。我々の回答としても、決して連携しないというつもりではなく、情報を見ていかなくてはいけないというところで、我々が先に行ってる場合は、他の事業が進んでる場合はいいのですけれど、後でやる場合もフォローしていかなくてはいけないというところは、この回答の中に含めたつもりではあったんですが、そこを不可分一体事業としては、調査を通じてフォローしていかなくてはいけないという理解でおりました。

なので、スコーピングの段階でわからなくても、調査を通じて、DFRの中でどういう状況なのかというのは、できる限りの情報を収集していくということだと理解しております。

さらにそのやり方だとか、踏み込んだ連携が必要だということであれば、そこは考えなくてはいけないのかなと思うのですが、回答に含めた含意としては、そういうことであったというふうにご理解いただけますと幸いです。

もし柴田委員としても、もう一歩、何か具体的な、こういうことを対応しなくてはいけないというご理解があるんであれば、ぜひアドバイスいただければ幸いです。

清水谷委員からいただいたチェックリストの話は、いくつかの委員からもご指摘いただいております。ご指摘のとおり、別紙5はある意味こうやるべきだということであって、それを実際に確認しなくてはいけないのではないかというのはごもっともでございます。

それに関しては、今チェックリストという形式はないんですが、その中身は確認をしているつもりという回答になります。DFRの中で実際にステークホルダー協議の議事録を添付したり、どういう開催方法だったのか、どういう通知をしたのか、実際にどういう会話がされたのか、回答したのかというのを、情報が不足している分にはちゃんと書き足しなさいみたいなことは我々のほうでいつも指導しておりますし、それは中身をできるだけ確認できるようにしているということでございます。

これを改めて、別途のチェックリストにする必要があるかというところは、議論あるところかと思うのですが、少なくとも別紙5に書いてある要件が、実際に担保できているような形で報告をさせていただいているつもりではございますので、一応確認はできているのかなというふうに我々としては認識しておりました。もし不足がある場合、ご指摘いただければと思います。

あと、鈴木克徳委員からいただいたコメント、ありがとうございます。提言に関して、若干運用方針と重複しているというのは、我々も少し感じていたところでございます。取り込むべきところがあるのであれば、取り込むことはあり得るかなと思います。

運用方針があんまり長くなるのもなということで、要点をまとめた運用方針にさせていただいておりますが、もし必要なところがあればということで、検討できればと思っております。

ステークホルダー協議の実施において自由な意見の確保が前提になるというところ、これどうやったらいいかというのは、ご指摘のとおり、ケースバイケースっていうところになってしまうかと思います。ここもまた、スコーピングワーキングですとか、中でいろいろとアドバイスいただきながら、検討していければと考えているところでございます。

長谷川委員からいただいた点、ここ、東（ひがし）委員からもいただいている点かと思うのです

が、ステークホルダー協議を先にやることが、例外なのか、選択肢なのかです。

我々としては選択肢という印象でございました。先にステークホルダー協議をやるのと、後でやることの、それぞれメリット、デメリットがありまして、先にやるのはもちろん情報が取れるというところでございますが、後でスコーピングで方針が決まってしまうと、それでもう1回やり直さなくては、軌道修正をしなければいけないというところがあります。

逆に後でやると、ちゃんと方針は決まったうえで、その内容も含めて、代替案検討の内容も含めてステークホルダーに説明できますので、後戻りがない一方で、事前の情報収集が不足するというところでございます。

ですので、案件ごとに、その選択肢があってもいいのではないかというのが今回の趣旨でございまして、アンケートを見ていただくとわかるとおり、もうちょっと柔軟な対応があってもいいのではないかというコメントがコンサルタントからも出てるように、ものによっては、スケジュールとか制限がある中で、その選択肢をということを、当方としては意図しておりました。

許容するという表現がおかしいのは、ご指摘のとおりかと思いますので、そこは表現を考えられればなと思っております。

東（ひがし）委員がこの点に関して、コメントいただいているところでございますが、ステークホルダーからの情報収集と、ステークホルダー協議というのは、イコールではないというのはご指摘のとおりかと思います。

事前に情報収集したければ、ステークホルダーから情報収集して、後でステークホルダー協議をやればいいのではないかっていうのはご指摘のとおりなのですが、ここいろいろと議論があるところではと思うのですが、やはりどうしても何度も会議と情報収集ができるほどの潤沢なリソースと時間をなかなか取ることが難しいというのが実情と、ステークホルダーに対する負担ということを考えても、何度もその会議を開催するのが本当にいいのかなというところも若干懸念としてあります。

我々としましては、その効率的な運用という意味では、ステークホルダー協議をどうせ1回やるのであれば、1回でやって、ステークホルダーの意見も拾って、その情報をもとに調査を進めていくということで、効率的に進めさせていただけないものかというふうに考えている次第でございます。

ですので、ステークホルダー協議を前倒ししたほうがいいというのが、その情報収集をするという意味で、メリットがあるというのはご指摘のとおりだと思います。

ただ、実際にステークホルダーから見て、助言委員会のスコーピングというのはあんまり見えてこない手続きですので、ドナーから情報収集の意見聴取が何度も来るということに見えるのか、ステークホルダー協議としてくるのかというところで、前倒しにしたからといって、通常プロセスよりその準備がおろそかになるとか、ステークホルダーにとってやりにくい状況を作るということは、今のところ想定していないです。

いつやるのか、スコーピングワーキングの前にやろうが、後にやろうが、そのステークホルダー協議をやるための必要な手続は、準備してやるということだと理解しておりますので、ステークホルダー協議が、拙速になってしまうとか、現地の準備が、体制が整ってない中でやってしまうということが生じるわけではないというふうに理解しております。

回答でも申し上げているとおり、ステークホルダー協議を前倒しでやって、その後にスコーピン

グをやったとして、本当に情報が変わってしまうのであれば、例えば一番あり得るべきなのが、代替案検討の結果で、優先線形が変わりましたということであれば、多分もう事業の内容が変わってますので、それはやはりステークホルダー協議もう1回やらなければいけないんだと思うのです。

そこはそのつもりではいるのですけれど、情報収集してからステークホルダーという2段階を踏むよりは、その1回のステークホルダー協議をやるという選択肢がないものかということでご相談をさせていただいている次第ですし、我々としては選択肢としてあってもいいのではないかというふうに考えさせていただいているところでございます。

ちょっと長々と回答してしまいました。

林委員長からの事実関係のところと、東（ひがし）委員から1点目いただきましたコメントに関しましては、担当の瀬戸のほうから回答させていただきます。

○瀬戸　では、担当のほうから、2点ご説明させていただきます。

まず、林委員長からいただいた3つのご質問のうち、カーストについては何を含意しているのかとのところですが、こちら回答表でいただいているコメントについては、主にヒンズー教に関するカーストを念頭に置きながら、回答を差し上げているところでございますが、今回の運用方針のこの提言のところにまとめております、委員の皆様からいただいたコメントをまとめたところについては、社会的弱者の事例として、このカーストを入れておりますところ、含意するところとしては、ヒンズー教のみならず、そういった類似した身分の方も含むというふうに考えたほうが適切ではないかと考えております。

二つ目のオンライン協議については、どういった観点で入れているかというところですけれども、こちらの言葉尻が不適切で大変恐縮ですけれども、こちら開催通知の中でオンライン会議をするのはなかなか難しいので、具体的には協議であるとか、意見提出や個別ヒアリング等に用いるツールとしてオンライン会議を想定してございました。ちょっと表現ぶりについては、追って修正が必要かと存じます。

また、3つ目の個人通信アプリというもので考えているものとしましては、ほかの過去の案件でも活用しているWhatsAppであるとか、LINEであるとか、XやInstagramのように大多数に対して情報展開するよりも、個別1対1で通信するようなアプリのことを考えておりました。こちらについては、開催通知にもう既に利用されているところもありますし、具体的な協議であるとか、意見提出に活用できるツールでもあるかと存じます。

続きまして、東（ひがし）委員のいただきました20番の回答に関するところですけれども、参加できない方々に配慮すべきではないかとのご指摘を踏まえまして、こちらの解釈としましては、参加できにくい方、参加が難しい方というのは、どちらかというと、社会的弱者であるとか、女性であるとか、そういった方に集約されがちではないかというふうに考えまして、運用方針のBのほうで、そういった参加できにくい方、社会的弱者についても、きちんと配慮、実質的に参加できるようにというところで、こちらの運用方針に反映させていただいたつもりでございます。

以上です。

○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。

今のご回答で全部かな。石田委員のご質問に対しても回答が必要かなと思いましたが、いかがでしょうか。引き続いて、JICAのほうから。

○西井　すみません、審査部の西井でございます。ありがとうございます。
　石田委員からもコメントいただいておりまして、内容受け取らせていただいております。
　いずれもごもっともなご指摘かなというところでございますが、いずれも我々としては質問回答表に回答させていただいたところで、ご回答させていただいているつもりでした。
　すみません、答えになってますでしょうか。
○二宮副委員長　はい、大丈夫だと思います。
　回答表にそれぞれ40と60のところで、フォーカスグループ、それからライフサイクルとの関係ということで、コメントいただいているので、回答は十分していただいているとは思いますが、またもし後で石田委員から追加で何かあったら、またいただければと思います。
　ほぼ全体のことについて、JICAのほうからご回答いただきましたが、1点、一番冒頭の阿部委員から、対面以外の開催の方法で、現在の他のドナーの取り組みについて、何か情報交流ができればということでした。
　少しまだ休憩には時間がありそうですので、この辺のことだけ、もし委員の皆さんのほうから何かご発言いただければ、先にここだけ、ちょっと議論しておきたいなと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、JICAからでもよろしいですが。
　今、実際どういうふうに、環境社会配慮が行われているかっていうのは、なかなか中の人がいないと難しいところもあるかもしれませんけれども。特に情報をお持ちの委員の皆さん、いらっしゃらないでしょうか。
　じゃもしこのあたりも、後で思いつくようなことがあれば、共有していただくということで、それ以外はだいたいJICAに対するご質問やコメントでしたので、概ねご回答いただいていると思いますが、この後、どういうふうにいたしましょうか。
　順番に、今のご回答に対して、ご発言がある方にご回答いただこうと思いますが、区切り的には、一旦休憩を入れたほうがよろしいでしょうか。
　西井さん、いかがでしょうか。
○西井　始まりまして、ちょっと時間経っておりますので、10分ほど休憩を取らせていただけると幸いでございます。
○二宮副委員長　それでは、27分ということでよろしいですか。
○西井　はい、よろしくお願いいたします。
○二宮副委員長　じゃあ27分から再開して、委員の皆さんからの、今のJICAからの回答に対するさらなる問い、あるいはディスカッションという形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　では、休憩に入ります。

15:17 休憩
15:27 再開

○二宮副委員長　時間になったようですけど、再開してもよろしいでしょうか。
○西井　はい、JICA本部のほうでございます。大丈夫です。よろしくお願いいたします。
○二宮副委員長　では、後半戦を再開させていただきたいと思います。
　今、JICAからのリアクションがありましたので、委員の皆さんからコメント、あるいはさらなる

ご質問等あれば、手を挙げていただいて、進めていきたいと思います。
もし多いようでしたら、3名ずつぐらいでまとめて回答をいただきながら、また進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。ぜひ、ご自由にご発言ください。
東（ひがし）委員、お願いいたします。
○東（智）委員　はい、ご説明ありがとうございました。
私のほうからは、時間を取らせてしまって申しわけないのですが、この論点Cのところで、その根拠となる事例のところをもう一度お伺いしたいです。論点Cについて、3つの事例が挙げられていて、一つ目のバングラデシュの事例は、ここでは助言委員からステークホルダー協議をワーキングの後に開催するほうが望ましかったという指摘があったというのがありました。
ここ（過去の議事録）をたどる時間がなかったんですけれども、ここがどういう背景で、協力準備調査方針策定後のワーキングが望ましかったと指摘されているのかというのが、もしおわかりになるようでしたら教えてください。
その後のバングラデシュの幹線道路の事例では、アジアゾウの生息地の不確実性があるので、この情報が必要だったということなんですが、事前にステークホルダー協議をやったとしても、このアジアゾウの情報というのは、恐らく別の形での調査も必要になるというところなので、やはりどうして事前に協議が必要になるのかっていうところが、見えないところかと思いました。
ほかのご経験のある委員の方、もしくはJICAのほうからご回答いただければと思いますが、このいただいた資料の中からは、なぜ前倒しにするのか、必要があるのかっていうところ、一つは、アンケートのところで、コンサルタントが、時間的な制約を考えると前倒しにしたほうが良いということは理解はできるんですけれども、それ以外に前倒しにするメリットというのが、どこにあるのかというところを、もう一度確認したいと思います。
その上で、もし選択肢として前倒しにするっていうことを置くのであれば、私の提案としては、その後の、当該ワーキングの助言の内容及びそれを踏まえたその調査方針とか代替案の重要な変更があった時だけではなくて、そもそも変更があったのか、なかったのかとか、その内容というのを、その後現地ステークホルダーワークショップがすぐに行われないわけなので、現地ステークホルダーに対して、適切な方法でそのワーキングの提言であるとか、変更点を説明して、これに対して、何らかの方法で意見表明をする機会というのは確保しておく必要があるかと思いました。
私からは以上です。
○二宮副委員長　ありがとうございました。
先ほど阿部委員からも手が挙がっていたようですが。
○阿部委員　はい、ありがとうございます。
西井さん、私の質問について詳しいご回答ありがとうございました。
4番については、ご説明いただいた内容で、理解いたしました。また何か自分もワーキングでこのようなケースがあった場合などで学ぶことができればいいなというふうに思っております。
それで、そのA4の縦の紙のほうの、委員の皆様からの主要な提言というところで、チャットのほうに書き込んだ点がございまして、これについても、西井さんのほうから、現状必要なリソースの確保ということで、日々様々確保に努められておられるということは、十分理解しております。
その上で、なぜ私がこのチャットの部分ですけれども、提案したかということなんですが、繰り

返しになってしまうんですけれども、提言は提言として、様々、皆様、いろいろなお考えがあるということで、理解ができます。非常に重要な点が書かれていると思います。

その上で、これが今後、今回の協議でこのような点が協議されたということで残っていくということを考えると、この理想を求めた形の提言というのはありますけれども、やはり私としては、そのリソース部分について、委員の立場として考慮をしてリソースが必要になるということで、例えばスコーピングの時に、私自身ももちろんいろいろな提案ですとか要望を、コンサルタントの方とか、JICAの担当者の方にしているわけですけれども、そういう場面においても、やはりリソースについてどの程度可能なのかといったあたりも勘案をして、その適切な組み合わせで、理想を求めてやっていくのが必要ではないかという点を入れるほうが、私個人の立場としては、この提言の理想的な形を踏まえたうえで、さらにリソースのことを入れたいというふうに考えます。

これは私の書きぶりが悪いのかもしれないんですけれども、リソースの確保を求めているということではなくて、提言する者として、リソースについて考えたうえで、提言を行うという意味なので、もしこれでは非常にわかりにくいということであれば、委員の皆様から訂正していただく、あるいはJICAさんのほうから訂正していただく、またはこれは必要ないということであれば、ここから付け足さずに、この今の現状のままで、我々委員の方々からの提言ということで、このままの現状の形でいくという選択肢があるのではないかなということを、申し上げておきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○二宮副委員長　阿部委員、ありがとうございました。

今、手が挙がっているのはお二人だけでしたか。

○西井　すみません、主査。会場から長谷川委員が手を挙げていらっしゃいますので、お願いいたします。

○二宮副委員長　はい、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員　すみません、主査。

先ほどいろいろとご回答をJICAさんのほうからいただいて、いわゆるステークホルダー協議と、それからスコーピングワーキング、どちらが先か後かという話で、西井さんのほうからいろいろとご回答いただきましたが、ちょっと今一つクリアじゃなかったんで、確認させてください。

私が理解したところでは、現状やっているような、まずはワーキンググループやって、その後、その結果も踏まえてステークホルダー協議をやりましょうということで、ですから、ワーキングの前にやるということもないわけじゃないし、それはあってもいいんじゃないですかというふうな、そういう理解をさせてもらいました。

そうすると、最初にJICAさんが書いてくれた、縦長の1ページの最後のところの許容という部分、これはそういうことであれば、このままでよろしいかなというふうに思います。

ただ、そうした場合に、私がガイドラインのほうの文章を持ち出してきて、例えばTORを作る時には、ステークホルダーの情報収集を通したうえで、TORを作りなさいというふうな文面が2箇所出てくるんです。これの整合がないんじゃないかということです。

というのは、順番としては、まずそのステークホルダーからいろんな情報を得て、それはTORにまとめて、それを今度スコーピングの時のワーキンググループで助言をいただくと、そういう順番になってるんです。

そうすると、今、西井さんが言ったような順番には沿わなくなってくるわけです。ただ、このあたりを、なんとかうまくまとめるとすると、東（ひがし）委員が問題提起されたように、いわゆるそのステークホルダーから意見聴取というか、情報を得るということと、それからステークホルダー協議はイコールじゃないんだと、別物というふうに考えてもいいというふうなことがありました。

もしそういうふうに理解して言うんであれば、ガイドラインのその文章とも、矛盾点はないというふうに言えるかもしれないし、いやそうじゃないよと、ここで言ってることは、やっぱり協議会も含めたことなんだよということであれば、今、このほかの場所にあるガイドラインと、今回出された方針が、整合性がないというふうなことになるんじゃないかというのを、ちょっと危惧してます。

その辺、どういうご見解があるのか。私、JICAさんの立場、絶対反対というわけじゃないんですけども、それの整合性をどう理解したらいいのかということで、ちょっとお尋ねしました。

以上です。

○二宮副委員長　長谷川委員、ありがとうございました。

では今、3名の方から、ご質問、コメントありましたので、順番に多分、東（ひがし）委員と長谷川委員のお話はかなり共通していると思いましたけれども、西井さんのほう、いかがでしょうか。

○西井　はい、コメントいただきまして、ありがとうございます。

先に阿部委員にいただいたコメントについて議論させていただいて、その後、東（ひがし）委員と長谷川委員からご懸念いただいている点に議論させていただければと思います。

リソースの件、阿部委員、ご配慮いただきまして、本当にありがとうございます。ご指摘のとおり、リソースをちゃんと考えなくてはいけないというのは、我々も身に染みて感じているところですし、まさしくご指摘のとおりだと思います。

これがそのリソースを必ず配分しなくてはいけないというわけではないというのは、理解いたしました。ものによって、やっぱりメリハリがあって、本当にリソース投入しなくてはいけないものもあるんですけれど、逆に効率化できる案件、したほうがいい案件もあるということはありますので、何でもかんでもお金を投入すればいいというわけではないというのは実情ではあると思いますので、そこのメリハリは考えて、リソースハンドリングも考えて、対応すべきというのは、ご指摘のとおりかなと思います。

従いまして、この文言を、その主要な提言に追記すること自体に関して、事務局としては、全く違和感はないというところでございますので、これは後ほど追記を検討させていただければと考えております。

東（ひがし）委員と長谷川委員の議論のところでございまして、ここは今回議論になるところです。

東（ひがし）委員のご質問にまず答えると、各事案の経緯のところは、言葉が足りなかったと思います。過去、その助言委員会の運用に関して、これ実は結構長く皆様とも議論をさせてきていただいているところだと思います。

ステークホルダーに限らず、代替案検討のところでも議論になっているのですけれど、そもそもスコーピング段階で、どこまで事前に調査をするのか、しないのかというところは、従前から、委員の皆様から問題意識をいただいているところでございます。

一番最初のバングラの案件で、本来はスコーピングの後にステークホルダー協議をやるべきだったんじゃないかというご指摘があった経緯なんですけれど、ここは、制度上、従来の運用では、スコーピングワーキングで調査の方針を決めますと、ですので、現地調査も含めて、その調査自体の実施はそのスコーピングワーキングの後に行われるべきだというのが、今までの基本的な整理だったという背景がございます。

ですので、代替案検討を踏まえて線形ですとか、線形が決まらないと調査箇所も決まらないですし、調査箇所は決まらない、線形が決まらないとステークホルダーに対しての説明もできないので、基本的なスコーピングワーキングをやって議論はして、助言委員会の皆様と握ったうえで、現地に行って調査をしましょうということで、実はスコーピング前に関しては、現地には行かない机上調査でできる範囲でスコーピングを作って協議をさせていただくということで、運用してきました。

最初のバングラ案件では、その基本的な理解から逸脱した事例が生じたので、本来はそうじゃなかったよねということでご指摘をいただいたという経緯がございます。

ただ、その後のバングラデシュの道路案件で、ゾウの回廊の話などが出てきた時に、やはりスコーピングで議論するにしても、その前に情報がないと議論できないんじゃないかみたいな事例が出てきたというところです。

ですので、従来の現地調査はスコーピングの後にやるという原則にこだわると、事前の情報収集が不十分だよねというご指摘をいただきまして、原則は維持するにしても、場合によっては事前に調査するところもあってもいいよねという、その効用があるよね、というのが、スコーピングでの議論が、より適切な情報が入ってくると、より現場の情報に実情に応じたスコーピングワーキングができるという意味で、価値があるというご指摘を初めていただいたのが、バングラデシュのチョットグラム - コックスバザール幹線道路事業だったということでございます。

その時にいろいろと議論がありまして、そもそもステークホルダー協議も含めて、スコーピングワーキングの前に1回やって、で、スコーピングワーキングをやって、それからまた現地で報告をしたほうがいいんじゃないかというご提言ももちろんいただいております。

その結果をまた改めて助言委員会に諮るとか、色んなやり方は、今まで問題意識としていただいておりました。

我々としましても、理想としてはもちろんわかるのですが、なかなかそのリソースと全体のスケジュール感の中で、何度も現地での情報収集をやって、スコーピングワーキングをやって、何度も調査団を派遣する時間とお金というところもありますし、ワーキンググループもスコーピングワーキングをやって、その後また結果を報告してというようなところで何度もやるというのも難しいというところがありまして、結局どのように効率的に調査を実施するのかというところのリソースとの兼ね合いで、今の運用としてスコーピングワーキングの後に基本的に調査は開始するんだけれど、必要に応じて、事前に現地の情報収集する部分もあってもいいよねっていうのが考え得るということで、議論させてきていただいたのが、今までの現状でございました。

という背景がありまして、これが、東（ひがし）委員がご懸念をされている、理解がよくわからないというところの回答になっているかどうかわからないのですが、どちらかというと中身というより、今まで運用として、そのスコーピングで方針を決めて現地に入りますという建て付けの整理が、若干ぐらついてきていたという歴史的経緯があったということで理解しております。

今回ご提案しているのは、ステークホルダー協議に関しても、前倒しでやるオプションがあってもいいんじゃないかということをご提案させていただいているという次第でございます。

前に持ってくるメリットというのは、冒頭申し上げたとおり、事前に現地住民の意見を確認して、それが代替案の検討にも反映できますし、現地の状況に応じて調査を実施したスコーピングの議論ができるということになってきます。

ただ、ご指摘のとおり、スコーピングワーキングの結果に関して、改めて住民に説明をするというところなんですけれど、ここも結局そのリソースと時間との兼ね合いという話になってくるのですが、本当に代替案検討の結果とか、スコーピングワーキングで大幅に情報が変わるんであれば、もちろんそこは説明しなければいけないのですけれど、ほぼ内容が変わってないケースがあった時に、それを改めてステークホルダーミーティングをやったり、情報説明をしたりというところで、相手国政府の実施機関も含めて、なかなか理解を得るというのは、正直ハードルが高いと感じているところでございます。

それなりにステークホルダーの説明というところには労力がかかりますので、そこをリソースと効率化のバランスの中で、なんとかうまく効率的にできないかなということを考えさせていただいているという次第でございます。

そこがあまりにも難しいということであれば、もしかしたら従来の方針どおり、スコーピングワーキングをやって、ステークホルダーミーティングっていうほうが、純粋にスムーズなのかなというふうには考えているところでございますが、ステークホルダー協議が必要であれば、もちろんやるんですけれど、すべからく全部を、なので計3回やるってことになる、ステークホルダー第1回目をスコーピングワーキング前にやって、改めての説明がステークホルダーミーティングと言えるかどうかわかんないですけれど、スコーピングワーキングの後の情報提供をして、最後に調査結果のステークホルダーミーティングとなると、なかなか負担が大きいなというところではあるというのが実情ですし、実施機関との調整がなかなかハードルが高いというところではございます。

長谷川委員のご説明に関しまして、明確でなかったようで申しわけございません。

我々としては、今までのやり方もあります、ただ前に持ってくることもオプションとしてはあり得ます、ということで考えております。

ガイドラインとの整合性に関しましては、今までのやり方、スコーピングワーキングでの反映というのが、そのTORへの反映と同義だというふうに整理しますと、そもそも今までのやり方が間違ってたということになっちゃうんですけれど。

これは我々の理解としては、TORに反映させるということなので、イコールスコーピングワーキングとまでは言っていないのかなというふうには理解していました。すみません、詭弁に聞こえたら申しわけないのですけれど。

ですので、ステークホルダー協議で出てきたコメントはもちろん調査の方針には反映させますし、ステークホルダー協議で出てきた方針として、そもそも方針を大幅に転換しなければいけないのであれば、例えばステークホルダー協議から代替案の優先案が棄却されましたとか、すごく大きな懸念が生じましたとか、案件の中身を変えなくてはいけないというのであれば、スコーピングワーキングの後であっても、助言委員会に戻らなければいけないということだと理解しています。

ということが、そのTORに反映させるという言葉で読めるのかなというふうに考えていたところ

ではございますが、TORに反映させるイコールスコーピングワーキングと、厳密には考えてなかったというところかなという理解でございます。
　これが回答になっているかどうかは、ちょっとご意見いただければなというところではございますが、大丈夫ですか。
　とりあえずの回答としては、以上になります。よろしくお願いします。
○二宮副委員長　ありがとうございました。
　まだ手が挙がってる委員の方、いらっしゃらないみたいですけど。
　東（ひがし）委員、ではご発言お願いします。
○東（智）委員　はい、ご回答ありがとうございました。
　ちょっと私の理解が追いついていないところがあると思うのですが、今のご説明ですと、従来はスコーピングワーキングが行われて、その代替案など協力準備調査の方針が決まらないと、ステークホルダー協議をやっても、十分な説明ができないので、後にするべきという話だったと思うんです。もちろん場合によっては先に前倒しする必要性がある、という場合があることは理解できたんですけれども、でも一方で、前倒しする時の、先ほど、西井さんのほうからご説明いただいたデメリットというか、その調査方針であるとか、代替案が決まっていない中で説明しなくてはいけないというところは変わらないという問題起きてしまうと思うので、そこをどのように対応するのかというところは考える必要があるのではないかなと思いました。
　なので、正式に、（スコーピング）ワーキングをやった後に、必ずもう1回、ステークホルダー協議をやらなくてはいけないとなると、リソースの面で難しいと十分理解はできるんですけれども、何らかの形で、そのワーキングの内容とか、ワーキングの提言であるとか、調査方針とか、代替案の変更みたいなものが、変更あったかどうかも含めてステークホルダーに伝わる形で、説明が必要なのかなと思いました。前倒しにしたほうがいいという意見も含めて、ほかの委員の皆様からもご意見伺いたいと思います。
　以上です。
○二宮副委員長　ありがとうございました。
　鈴木克徳委員、お願いします。
○鈴木（克）委員　はい、ありがとうございます。聞こえますでしょうか。
○二宮副委員長　はい、聞こえております。
○鈴木（克）委員　今の皆さんのご議論というものを聞いていて思うのですけれども、一つは私ども環境とか社会配慮の専門家にとっては、ステークホルダーミーティングというのは非常に重要だと、これは皆さん、認識が共通するところだろうと思うのですけれども、コンサルタントの意見というものの中で、結構ステークホルダーミーティングというのが地域の住民たちにとって負担が大きいというようなご指摘もあったと思うのです。
　確かに、ステークホルダーミーティングを開く、それに参加をするということは、かなりの負担になる面もあるかもしれないということを考えると、何度もステークホルダーミーティングを開くというのは、西井課長からのお話にもありましたように、あまり現実的ではないのではないかと、一方で思います。
　やはり基本的にはスコーピングミーティングが開かれて、ある程度案について固まった時点で、

ステークホルダーミーティングを開いたほうが、手戻りもなくて良いのではないかというのは、基本的な考え方としてはあるのではないかと思います。

ただ一方で、これも東（ひがし）委員からもご指摘があり、私も昔、代替案のところで指摘をしたと思うのですけれども、事前調査というのにはいろいろな形であり得るので、できる限り事前調査で調べられるものは調べて、あるいは、事前調査はJICAの側がやるだけではなくて相手国側も実施をするということが当然あり得るわけですので、そういったものをできるだけ活用することによって、スコーピングミーティングの時に必要な情報をなるべく集めるということを、基本としたら良いのではないかと思います。これ代替案協議の時にも、私のほうからも申し上げたところであります。

そういった面で、基本的に言えば、やっぱり現状のように、スコーピングミーティングの後でステークホルダー協議を行うということを原則としつつも、状況によってはステークホルダー協議を先にやったほうが良いというケースもあるだろうから、それを許容するというような形で考えるのが適切ではないかと私自身は思っています。

これは個人的な意見ということになりますが、以上、私の意見です。ありがとうございます。

○二宮副委員長　鈴木委員、ありがとうございました。

確認ですけど、今、東（ひがし）委員からもご質問と言いますか、ご確認がありましたけど、方針案Cと、それから、提言の3つ目のところに関連して、3つの事例が挙げられています。チョットグラムの給水のケースと、チョットグラム - コックスバザールの幹線のケースと、カンボジアの国道1号のケース。

これは実際に事前にステークホルダーミーティングが開かれたのは、地域給水の事例で、この時に助言委員会の議論として、前に開いたのはどうしてだというような確認があって、基本的には今回、コンサルタントの方からの質問というかコメントにもあったように、原則としては、ずっとスコーピングワーキングの後にステークホルダーミーティングを開くというのがいわゆる一般的なというか、通例の手順になっていて、それはそれまでの議論の中で、やはり今まさに鈴木克徳委員がおっしゃっていただいた、そのほうが手戻りがないと言いますか、いろんなステークホルダーに確認をする内容をきちっと詰めてから示せるということで、そのような手続が通例化というか、一般化した。

それに対して、コンサルタントの方はちょっとそれはスケジュール的にきついので、柔軟に認めてほしいというようなことがあって、それは現場の要望としてあって、だから、このチョットグラム給水の件で、そういう事情からなったというより、これは現地のほうの事情でそういう順番になった時に、これはどうなんだという議論があったということで、その後の二つのチョットグラム-コックスバザールのケースと、カンボジアの国道1号のケースは、ステークホルダー協議が行われたというのではなくて、スコーピングワーキングをする時の情報として、かなりしっかり調査をしてもらわないと議論ができないケースがありますねというような指摘が、助言で為されたということなので、ここのところ一つ確認しといたほうがいいかなということで、ですので、長谷川委員から確認があったように、まずは、TORを結ぶ際に、事前の情報収集があって、それに基づいてワーキンググループが開催されて、ステークホルダー協議という流れは、基本的にはそういう流れで今まできていると。

今回の議論で、提言と言いますか、方針のCのところで、やはりかなり今回の議論で、今までと違う考え方が示されたのは、この事前のステークホルダー協議がもし開かれるようなケースは、認めていっていいんじゃないかというのが、オフィシャルと言いますか、この運用見直しの中で、そういう考え方で新たに今後運用していこうというようなことが、議論の俎上に上がったことが、新しいと言いますか、踏み込んだとこかなというふうに、理解をしております。

そうすると、この事前の情報収集っていう、TORを結ぶ前の情報収集は、ステークホルダー協議ではなくて、いろんな形でステークホルダーの声もちゃんと含んだ情報収集をするという意味で、ガイドラインを読んで、これまで進めてきたということなので、長谷川委員が質問の47のところで指摘していただいたガイドラインの14、19のあたりに、事前の情報収集というようなことが書かれて、協力準備調査の実施に先立ち、中略、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の収集を行い、その結果をTORに反映させるっていうのは、ステークホルダー協議ということを意味しないと。意味しちゃうと、これ、いわゆるステークホルダーをやらないでやっちゃうっていうことは、このガイドラインに反するということになっちゃいますので、そういう理解ではなくて、十分情報収集をしたうえで、TORに反映するというふうに理解したうえで、今まで運用されてきたかなというふうに、私は考えていました。

で、そうすると、確かに、じゃあステークホルダーからの情報・意見の収集を行いっていうのは、どういうステークホルダーから、どういうふうに情報・意見の収集を、協議によらずして、ステークホルダー協議ではない形でしてきたか、あるいは、するのがいいのかというのは、これまであんまり議論されてこなかったので、この辺は今回の議論で非常に明らかになったというか、今後考えないといけない点かなというふうに思いました。

この点について、ちょっと関連ですけど、何か例えばフィリピンとかだと、よく、例えばそのコミュニティの長（おさ）の方というか、Barangay Captainみたいな方には必ずお話を伺うとか、なんかそういう今まで手順として踏んできたものがあったのかなと、その点がむしろしっかりできると、十分な情報収集をしつつ、その後のステークホルダー協議で、しっかりと協議という形で、声を聞くと。一方で、先ほど鈴木委員からご指摘があったように、現地の住民の方のご負担も、あるいは調査団の方のご負担も、できるだけ軽減してと。

先ほどのコックスバザールの件のゾウの案件なんかは、それでもやっぱりちょっと専門性が高いので、難しい部分もあるかもしれないので、それはそれで今後どうするかは考えていかないといけないんですけど。

その点、すみません、長くしゃべっちゃいましたけど、西井さん、もし、ご回答いただければ、今までどういうふうにこのガイドラインの14ページ、19ページのあたりで、ステークホルダーからの情報・意見聞き取りをしてきたかっていうのは、何かコメントいただけますか。

〇西井　二宮主査、整理いただきましてありがとうございます。

私の理解も追いついているかどうか若干不安なので恐縮ですが、一応回答できる限りさせていただきたいと思います。

住民のステークホルダーの意見をどのように収集してきたかというところでございますが、これはいろいろなケースがあったかと思います。

ものによっては、その住民ステークホルダーに事前に情報収集をしてインタビューやったり、個

別にちょっとヒアリングしたりというケースもあると思います。
　ものによってはステークホルダー協議をやって、そこで意見を収集したケースもあると思います。
　ですので、案件の中身に応じて、どのような手段を使っているかというのは変わってくるかなという答えになるかと思います。その住民の意見を、インタビューをやったり、情報収集をしたうえで、ステークホルダー協議をやっている案件もありますし、ステークホルダー協議をいきなりやって、情報収集をしている案件もあるというのが実情かと思います。それをTORに反映させているということだと思います。
　スコーピングワーキングとの全体のシークエンスの中で、それがどうはまってくるかということに関しましては、今まではスコーピングワーキングの後にステークホルダー協議をやると。それがTORに反映されるという流れだったと理解しておりますが、案件によっては、事前にスコーピングワーキングをやる前に、現地住民のヒアリングや情報収集してる案件もあったと思いますし、このチョットグラム-コックスバザールで言われているように、可能な範囲で事前に情報収集をするという方針が出されていますので、ものによっては現地に先乗りしていって住民も含めてステークホルダーの意見なんかを聞きつつ情報収集したうえで、スコーピングワーキングに臨んでる案件も、準備をきちんとしている案件によっては、やっているかなというふうに理解しております。
　すみません、いろいろなケースがあるというところで、あまり明確な回答になっていなくて恐縮なのですが、今回我々が提案させていただいているのは、ものによっては住民に対する事前情報収集というのをやってると思うんですけれど、それイコールステークホルダーミーティングにしてもいいんじゃないかというご提案なのですが、そういうオプションもあり得るんじゃないかということをご提案させていただいている次第でございます。
　東（ひがし）委員からもコメントいただきましたけど、調査方針が決まっていない中で説明してしまうというところのデメリットはご指摘のとおりでございまして、調査方針ですとか、代替案の計画ができてないところでステークホルダー協議やってしまうのは、実質無理ですよね、説明する内容がないので。
　多分そういう場合は、情報収集して、スコーピングやってから、通常どおりステークホルダーミーティングをその後にやるというのが通常プロセスになるかなと思いますので、あえてそのステークホルダーミーティングを先にやる必要はないということになると、いう理解でございます。
　答えになっておりますでしょうか。
○二宮副委員長　はい、整理をしていただいてありがとうございます。
　いろんな、多分、案件によって、調査団の方に非常に知見のある方や、熱心な、という言い方をすると基本的に皆さん熱心にやっていただいていると思いますが、環境社会に関して非常に熱心にやっていただく案件については、事前にかなり丁寧に収集していただくケースもたくさんあるというふうに理解をしております。
　ほかにどなたかご発言ある方、いらっしゃいますでしょうか。だいたいクリアですか。
　石田先生、お願いします。
○石田委員　石田です。主査、ありがとうございます。
　いろんな細かいポイント、大切なポイントっていうのが、特に社会的弱者とか声を届けにくい人たちからの声を聞いて、それを計画に反映して、漏れがないようにするっていう意味では、今回の

論点や、それから提言については非常に漏れなくまとめていただけたように、本当思うんです。
それでこれはコメントというよりも、やっぱり社会調査に近いことを為さるわけですので、どこの人たちにどうやってアプローチしていくことが、一番声が聞こえるのかというところは、これからもなんか常に考えていく必要があるように思うんです。
例えば、先ほど主査が挙げてくださいましたBarangay Captainというのは、キーインフォーマントとしてたくさんの情報をお持ちですので、もちろん調査でもアプローチは必須で為さっておられると思います。
私の拙い経験ですけども、マニラ近郊のところで、そういう関連するような調査とか、ワークショップやった時、住民の人たち、Barangay Captainだけに頼ってるわけじゃなくて、Councilorの人だとか、別の人だとか、町の有力者とか、本当にいろんな場所によって全然違ってるんだなっていうことがよくわかりました。
あと、フィリピンの場合は、participatoryっていうか、参加型開発が世界で最も早く始まった国の一つではあるものの、地方に行くと、町の縁辺部に離れたとこから移住して来られた方々が、粗末な家に住んでおられたりするので、やっぱり隅々まで見ないといけないんだなっていうことは、本当に感じます。
だから、何か具体的な提案ができるわけじゃないんですけども、確か阿部委員なんかもよくおっしゃられたと思いますが、より人々に近いところで活動している人たち、ローカルNGOの人たちと今後も関係性を深めて、より良いステークホルダー協議やそれを補う社会面での調査ができるようになるといいのではないかというふうに感じているところです。
以上です。
○二宮副委員長　はい、石田委員、ありがとうございました。
ほかには何かご発言なさりたい委員の方々、いらっしゃいませんでしょうか。
順番に、では西井さん、運用方針の文言について確認をして、確定していきたいと思いますが、いかがでしょうか。
○西井　はい、審査部の西井でございます。ありがとうございます。異論ございません。
恐らく先ほどの前後関係、論点Cのところも、文言の修正の中で、具体的に文言を落とし込む中で、改めてもし必要あれば議論させていただければと思います。よろしくお願いします。
○二宮副委員長　方針のほうを書き換えるのか、提言のほうに表現を変えるのかにもよりますけれど、基本的には方針のほうで大きく手を入れなければならない、あるいはそれを検討する必要があるのは、先ほど長谷川委員のほうからご指摘があったCのところの許容という表現以外は、そんなに大きなところはなかったかなと思っていますが、いかがでしょうか。
そして、許容のところも、いいのではないかという、そういうご意見があったので、この辺ちょっと確認です。
はい、鈴木克徳委員、お願いします。
○鈴木（克）委員　はい、ありがとうございます。
私の意見として、今回の主要な提言というものは、かなりの部分が、JICAの運用方針の解説のような形で書かれているように思います。
その中で、もしJICAのほうで問題がないのであれば、具体的な運用方針のほうに書き込んでもら

うことができないだろうかと指摘をさせていただいたところ、西井課長のほうからは、それは一つの考え方としてはあるだろうけれども、あまり運用方針を長くしすぎるのは、ちょっとどうかという面もあるので、後で議論をさせてください、というご意見をいただいたように思っています。

もしその理解が正しいのであれば、具体的に言うと、ステークホルダー協議の実効性、幅広い参加の確保のところの一つ目のポツの2行目から3行目にかけてとか、それからBの女性、社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保のところの、主要な提言のほうの運用方針Bの一つ目のポツのフォーカスグループディスカッション以下、個別面談等々といったあたりを、ある程度運用方針に組み込むことができないだろうかと思います。その点もご検討いただければと思います。

それから私の一番の関心事であるのは、主要な提言の運用方針Bの二つ目のポツのところで、コミュニティリーダー、行政、事業者、高カースト層、家族・地域内の関係者等からの圧力や参加者間の力関係によって発言が妨げられないようと、この部分についてですけれども、これを何らかの形で、運用方針のBの二つ目のチェックの中に、書き加えることができないだろうかと思います。その点について、もし可能であれば、ご検討いただきたいと考えているところです。

以上です。

○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。

どうしましょうか。具体的に、言葉の組み合わせを、鈴木委員のほうからご提案いただくか、あるいはJICAのほうで、何かご提案があれば、この場ですぐにっていうのは難しいのかもしれませんけど。

その点いかがですか。西井さん、どうでしょうか。

○西井　はい、審査部、西井でございます。ありがとうございます。

今、鈴木委員からご提案いただいたところ、主要な提言の運用方針Aの1ポツ目の2行目以降や、運用方針Bの2ポツ目、コミュニティリーダー以降のところあたり。すみません、ちょっと2点目が、もしかしたら聞きそびれてしまったかもしれないですが、運用方針に挿入するということだと理解しました。

内部で、確認させていただいてよろしいでしょうか。少しだけお時間いただけると幸いです。

○二宮副委員長　西井さん、検討していただいて結構ですけど、今、鈴木委員の二つ目は、運用方針のBの女性、社会的弱者のところの1ポツ目のところの3行目ぐらいのところからのフォーカスグループディスカッション等の表現のところに、その提言の中にある文言を差し込んでしまってはどうかというような内容だったかなと思います。

そこも併せて、ちょっとご検討いただければと思います。

○西井　お時間いただきまして、ありがとうございます。審査部、西井でございます。

鈴木委員からいただいたコメントに関しまして、中身自体は我々としても違和感があるものではないです。

つきましては、運用方針への組み込みの文案を検討したいと思っているのですけれど、細かい文言を今からやりだすと、なかなか時間かかってしまいますので、今いただいているのは、運用方針Aの1ポツ目の2行目以降、十分な事前周知以降のところ、あと運用方針Bのところの1ポツ目の最後のところと2ポツ目の項目ですが、運用方針に入れた文案をまたメール審議に向けて提案させていただくのでよろしければ、検討させていただきたいと思います。

ただ1点、ここの記載ぶりが全て、べきである、という言葉尻になっております。これがその断定形として、必ずやらなければいけないものなのかどうかというのは、結局、案件の状況によると考えていますので、案件の状況に応じて、こういうものを考慮するとか、検討するとか、いうことが望ましいというところで、言葉尻として断定形までを書いてしまうと、ちょっと言葉が強いなと。

案件によって判断せざるを得ないところがある、案件によってその中身の使い分けというのはあるべきだとは思いますので、そこの表現ぶりは検討させていただくことを前提に挿入するというのはいかがかと思っております。

その細かい文言修正は、メール審議に移らせていただければと思ってますが、いかがでしょうか。

○二宮副委員長　はい、鈴木委員、ご発言お願いします。

○鈴木（克）委員　はい、ありがとうございます。

西井課長のおっしゃるとおりで良いだろうと思っています。私自身も、西井課長の先ほどのご発言というのを引用しましたように、ここに書いてあることを全部書かなきゃいけないということではなくて、もう少し具体的なイメージが湧くような形で、例示を増やしてほしいということを、申し上げているところです。決してこれら全てを書くべきであると申し上げるつもりはなくて、具体的な中身として、いったいどんなことを例示としてあげたらいいのかご検討いただければと思います。

主要な提言で書かれていること全てを書いてくださいということではなくて、その中で、特に代表的なものを例示として増やしていただけると、イメージが湧きやすいのではないだろうかと考えています。外部で見られる方々は、JICAの運用方針は見るけれども、必ずしも主要な提言を細かく見られるわけではないだろうということから、合意ができる部分については、例示として、JICAの運用方針のほうに、少しでも多く書いていただくようお願いしたいという趣旨であります。

ただ1点だけ、Bの女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保の二つ目のチェックのところで、要するに、社会的弱者の発言が妨げられないよう、ということについては、これ、二つ目のチェックを見ると、なかなか文章的には入れにくいのではあるのですけれども、何らかの形で、発言が妨げられないようという方針が明確に反映できると良いと強く思っているので、ご検討いただければ有難いと思います。

以上です。

○二宮副委員長　ありがとうございました。

ほかにご意見がおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

では、今の点は一旦文章を検討していただいて、今、鈴木委員からお話がありましたように、例示を少し丁寧にすることで、よりイメージが湧きやすくということで、例示のほうがむしろ主要な提言のほうに多く入っているようなので、そこの言葉の調整をしてはどうかというご提案だったというふうに理解をいたしました。

その上で、関係者等からの圧力や参加者間の力関係によって、これは多分、鈴木委員以外にも、ほかの委員からも、コメント・質問のところで、ご指摘があったように理解していますので、この辺は大事なところかなと思いますので、運用方針のほうに何らかの表現を入れてほしいというようなご要望だと思いますので、そこの点も配慮した修文にしていただきたいというふうに思います。

ただ、文章が変わっていくので、どこが変わったのか、そして今度は提言のほうの文言も、どうい

うふうに、それに伴って変わると思いますので、そこのところ、大変申しわけないんですけど、わかりやすく整理をしていただいて、できるだけメール審議で、あまり大きな議論が巻き起こるような、再びそこで議論しなければならないような状況は避けたいなと思います。

基本的な、今回のワーキンググループでは、大きな運用方針にしても、主要な提言にしても、JICA側からのご提案に対して、委員の皆さん、概ね受け入れと言いますか、よくまとめていただいているというコメントをいただいていると思いますので、大きく変わるような形ではなく、プラスアルファの抽出した中身になるような形でまとめられればいいかなと思います。

あとは、今のところと、先ほどの阿部委員のご提案のいわゆるリソースのところを、今、画面に出していただいてますが、主な提言の運用方針Bに関わる部分の1ポツの一番下に、そのためのリソース配分も勘案して対応すべきである、という点。

これはJICAとして問題ないということで、ほかの委員の方から何かご意見等、あるいは阿部委員からこの文言でいいかどうかということについてご確認いただければと思いますが、いかがでしょうか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員　はい、私はこの文言のほうで、特に異存はございません。ありがとうございます。

○二宮副委員長　ありがとうございます。

ほかには何か。1点気になるとすると、先ほど来、ステークホルダー協議をどこで開くか、どういうふうに情報収集するか。そのリソースの話はここの女性、社会的弱者に限らず、どこにどれだけのリソースを配分するかっていうのは、環境社会配慮全体に関する課題でもあるので、ここに書いてほかに書いてないと、ほかのところはリソースはあまり心配しなくていいというふうに読まれちゃうと困るなとは思いますが、恐らくそういうふうに読む方はいらっしゃらないと思いますし、議論の中で、委員からのご要望があったところについては、積極的に入れていくという考えで全く問題ないと思いますが、その点はJICAのほうも大丈夫でしょうか。

○西井　はい、審査部、西井でございます。ありがとうございます。

そこは、恐らく誤解は生じないかなというふうに思います。大丈夫だと思います。

○二宮副委員長　ありがとうございます。

あとは先ほどの運用方針Cの最後の許容という表現は。

○西井　主査、すみません。阿部委員が手を挙げていらっしゃるようです。

○二宮副委員長　阿部委員、お願いします。

○阿部委員　すみません、たびたび。二宮主査からのご指摘は大変重要な点だと思います。

その上で、ちょっと追加的なお話になってしまうんですけれども、私のほうで、追加文言足させていただいたところについては、調査の手法が並べられているというとこで、調査の手法についてのリソースを勘案するという意味で、こちらのほうに入れさせていただきまして、その下の部分ですと、調査の手法ということよりも、どちらかというとアプローチというところに関わるようなことではないかなというふうに考えておりまして、よりその調査手法の組み合わせのほうがより明確にリソースという点では、変化が大きいのかなというふうに考えて、こちらのほうを提案させていただいたというところです。

すみません、説明がちょっと後々になってしまって。

以上です。
○二宮副委員長　はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。
あとちょっと先ほど言いかけましたけど、許容の表現はこれでよろしかったでしょうか。
長谷川委員、よろしいでしょうか。
○長谷川委員　長谷川です。
先ほどのJICAさんのステークホルダー協議は、ワーキンググループの後という大原則ということであれば、この許容ということで差し支えないかなと思うんですが。
ちょっと私、もやもやしてて、さっきから悩んでるんですけども、柴田委員も書かれたように、日本のアセスの場合は、まずスコーピングの結果を住民の人たちに説明、それからいろんな意見を言ってもらって、いわゆるそれがステークホルダー協議みたいなもんですけども、その後に審査会、審議会が入るんです。JICAで言うところの、助言委員会というふうに言ってもいいと思うんですけども。
日本はそういう順番なのに、JICAさんは逆になっていると。で、どこが違うかなと思って考えてたんですけども、だいたいは日本のやり方がJICAさんより劣る場合が多いんですけども、今一つ、JICAさんとどこが違うかなと思った時に、いわゆるいろんなステークホルダーのほうから出た意見を、どこまで事業者側が取り入れてうまくやったかというところを、しっかり見させて審査させてもらうというのが、日本のやり方の中に一つ良いとこかなと思ったんです。
もしそれが本当であれば、それも一つ、JICAさんとしてはやってもいいかなという、ここでいう許容の一つの理由になるかもしれません。
それから、先ほど来、何も決まってない中で、ステークホルダー協議なんかやれるのかというのがありました。
日本の場合はどうしてそれができてるのか。実は事業者のほうでしっかりと専門家も入れながら、コンサルタントも入れながら、TORも含め、代替案も含め、いわゆるその方法書的なものをスコーピングしっかりと作ってるんです。で、それを見てもらって、いろいろと住民さんに意見を言ってもらうということなんですが。
で、JICAさんは何もないのかっていったらば、我々が助言委員会やる時に資料もらいますよね。あれ、かなり立派なものができてるんですよ。
あれをまずステークホルダーのほうに投げかけて、そこの反応も踏まえながら、その後に助言委員会に回すという日本流のやり方があっても、私は不可能じゃないかなとちょっと思ったもんですから。
もしそれが本当にかなり可能性があることであれば、繰り返しますけど、許容じゃなくて、違う言い方があるかなと。蒸し返すようで申しわけないですけど。
この辺、柴田委員がちょっと日本のやり方はまずくて、長谷川が言うことは当てにならないっていうことがあれば、柴田委員にもちょっと、あるいは主査にも言ってもらいたいんですけども、ちょっともやもやしたとこがあったんで、ちょっと付け加えます。
以上です。
○二宮副委員長　ありがとうございました。貴重なご意見だと思います。
このワーキンググループの中でも、助言委員の中でも、日本の手続にお詳しいご専門の先生方た

くさんいらっしゃいますので、同じようなご意見お持ちの委員もいらっしゃると思いますが、議論としては非常に重要なポイントかなと思います。

方法書っていうのが、やっぱり手続としては、非常に効果が高いと言いますか、そういう国内では認識なのかなと、私もあんまり詳しくありませんが、理解をしております。

サイトが海外であるという点とか、あるいは言葉が、みんな日本語で通じる場合とそうでない場合とか、あるいは社会階層の多様性とか、いろいろな違いがあるのかなというふうに思います。

特に日本の場合は、こういう言い方すると語弊があるかもしれませんが、非常に関心の高い方が、しっかりとご自身の考えを述べるような方が集まっておられるというようなこともあるかなという気もいたしますが、あまりそういうことをここでディスカッションを始めるとあれだと思いますので、今のご意見を含めて、許容という表現でいいのかなというふうに理解しましたが、ほかに何かご意見おありの委員がいらっしゃったらと思いますが、いかがでしょうか。

東（ひがし）委員、お願いします。

○東（智）委員　はい、この点について、ちょっとしつこくて申しわけないんですけれども、JICAの説明は、とてもよく理解できました。

やはりそのスコーピングに必要な情報が提示できなければ、事前にやっても意味はないので、その場合はやっぱり後になるっていうことですし、それでもその調査上に必要があれば、前倒しにすることを許容するということでいいのかと思うんですが、やはり今のお話を聞いてると、原則としてはスコーピングの後にする。そうでないと、結局前にやってしまうと、その内容が大幅に変わったりとか、必要な情報が提供できなかったりするために、結局もう1回やらなくてはいけないというのは、そのリソースもまた割かなくてはいけないということなので、原則としては、スコーピングワーキンググループの後だけれども、なんらかの必要があれば、前倒しにすることを許容するということなのかと思いました。

すみません、今チャットのほうにこれではどうかというものを書いてみたんですけれども、いかがでしょうか。

○二宮副委員長　ありがとうございました。

チャットの下のほうがご提案。これはここに文言を完全に差し替えるという理解ですか。

○東（智）委員　今の議論をした内容を受けるとこうなるのかなと思ったのですけれども、もし理解が間違っていたら、ご指摘いただければと思います。

この表現であれば、調査上に必要があれば許容できるということになりますし、やはりその必要な情報がなければ後ろにやるっていうことなのかと思いました。ご検討いただければと思います。

以上です。

○二宮副委員長　JICAのほう、いかがでしょうか。今、チャットのほうの下の提案というところに、東（ひがし）委員のご提案がありますけれども。

○西井　東（ひがし）委員、長谷川委員、ご提案、誠にありがとうございます。ちょっと内容消化させていただけると、お時間いただけるとありがたいです。すみません。

○二宮副委員長　では、今、東（ひがし）委員から、スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期のJICAの運用方針の文言の代替案として、以下のような文言が提案されています。

第1回現地ステークホルダー協議は、スコーピングワーキンググループ後の実施を原則とする。た

だし、調査上の必要があり、かつスコーピングに必要な情報を提示できる場合には、例外として同ワーキンググループ前の実施を許容する、というものです。
○西井　審査部の西井でございます。
　文章ご提案いただきましてありがとうございます。また最終的な文案、改めて提案できればと思いつつ、記載の中身で、何点か我々の思いというところで、若干のニュアンスのご相談をしたいと思います。
　事実関係だけ一つ先にやらせていただくと、かつスコーピングに必要な情報が提示できる場合には、というところですが、これはステークホルダー協議に必要な情報が提示できる場合には、ということなのかなと理解していたんですけれど。
　ですので、先ほどの情報ですと、情報がないとステークホルダーミーティングができないので、ステークホルダーミーティングに必要な情報が。すみません。東（ひがし）委員、その点、確認させていただけると幸いです。
○二宮副委員長　はい、東（ひがし）委員、お願いします。
○東（智）委員　はい、おっしゃるとおりです。
　表現のところは、ステークホルダー協議に必要な情報が提示できる場合には、ということで良いかと思います。
○西井　ありがとうございます。
　その上での表現のところですが、2点ほどあって、一つがこのステークホルダーミーティングを事前にやる場合の、その目的のところなんですけれど、我々としては、前もってやる以上は、スコーピングの議論に何らしか前向きに資することがあるということが判断できる場合に、そういう例外と言いますか、普通じゃない対応をできるようにしたいなというふうに思ってまして、調査上の必要性がありっていうのは、表現としてはもちろんわかるんですが、ちょっと若干目的がぼやけるなという気がしてまして、もともと例えば代替案を適切に設定・評価するためとか、スコーピングの議論にきちんとインプットするためであれば、先にやってもいいんじゃないかっていうことを念頭に置いておりましたので、ちょっとそこを、例えば元の文案とか、代替案を適切に設定・評価するため、案件の特性に応じっていうところの表現を戻してきて、こういう場合は入れてもいいんじゃないかっていう判断の基準にできればなと思うんですが、いかがでしょうか。
○二宮副委員長　はい、東（ひがし）委員、どうぞ。
○東（智）委員　はい、よろしいかと思います。
　すみません、ちょっと急いで提案を書いたので、そこのところを抜かしてしまったのですが、おっしゃるとおり、スコーピングに資するのであればということを、元の文案を入れて戻していただいて良いかと思います。
　私の意図としては、その許容するというところだけが、独り歩きしてしまうと、十分な情報がないまま、なし崩し的に前倒しになる、ということになると困るというところでしたので、元の文案のスコーピングワーキンググループの役割を確保しつつ云々のところは戻していただいてよろしいかと思います。
　以上です。
○西井　ありがとうございます。JICA審査部の西井です。

もう1点のところが、原則という言葉でして、中身としては、ご指摘のとおり、普通はスコーピングの後、ワーキンググループというのは通常パターンで、こういうケースはステークホルダー協議を前もって持ってくることも許容するということなのですが、ここはニュアンスとして原則というのがなかなか厳格な言葉だなという印象があります。

ガイドラインの中で、保護区に関して、原則として実施してはならぬというところを我々は厳密に解釈して、もう実施しちゃいけないというところで、かなり厳密な運営しているものですから、言葉のニュアンスでこだわって恐縮なのですが、原則と書くのがなかなかしびれるなというところでございます。

例えばその第1回現地ステークホルダー協議はスコーピングワーキンググループの後に実施するのが通常だが、などというような表現であれば、もうちょっとマイルドになるかなという気がしていますが、原則というのは結構本当にルール的なものになってしまうなという気がしていまして、そこが気になるところです。

○二宮副委員長　こちらも東（ひがし）委員、ご確認お願いします。

○東（智）委員　はい、そちらもJICAのこれまでの文章と照らし合わせて適切な表現にしていただければと思いますが、元の今の原案ですと、現状は後に実施しているがというふうに続いてしまうと、どちらでもいいと取られかねないので、今、西井課長がおっしゃったような表現で、かつ可能であれば、何々である場合には例外として（と書くなど）、例外としてを入れるかどうかもお任せいたしますが、こういう場合には許容する、というところを、はっきり書かれると良いかなと思いました。

以上です。

○二宮副委員長　ありがとうございました。

○西井　JICA審査部の西井でございます。

いずれにせよ、今の趣旨は理解いたしました。

長谷川委員も東（ひがし）委員も、ご懸念のところは、多分ここの運用が、原則ルールと例外ルールと、何が認められて、何が認められないのか、何かなし崩し的に物事が進むんじゃないかというのがグレーだったのが、もやもやの原因なんだろうと思いますので、通常はスコーピングワーキングの後にステークホルダーミーティングをやりますと。

ただ、こういう状況だったら、やることもありえますよね、許容するということで、もう一度整理をさせていただきたいなと思っております。

文言に関しては、細かい文言は改めてメール審議で提案させていただければと思ってます。

先ほど長谷川委員から、日本の事例との違いに関してご指摘いただきまして、ご指摘のところは、当方でも認識しておりまして、そのメリットは理解するところでございます。

ただ、事前にやるというところを、またこれをベースにするかというところもなかなか難しくて、事前にどれだけの調査を打てるか、準備ができるかというところも、一律で対応できるところも、日本の国内アセスと違って、なかなか限度もあるところで、我々のリソースとプロセスの中で、そこまで日本の制度には追いつけないというところも実情としてありまして、今の運用に至っているという理解でございます。

ただ今回の運用で、もしそれが本当にできる、かつスコーピングに資するのであれば、まさしく

日本のアセスと同じ効用が持てるんであれば、できるところはトライしてみようという選択肢を我々に与えていただけないかなというところで、今回の提案をさせていただいているということで、整理できればな、と考えております。

これで皆さんのもやもやが少しでも解消できていればいいのですが、よろしくお願いいたします。

○二宮副委員長　西井さん、ありがとうございました。

基本的には、今おっしゃった、前に実施するということ、後に実施するということにとらわれないで、きちっと効果が確認できて、いわゆる、メリット、デメリットと言いますか、コストベネフィットと言いますか、デメリットを小さく抑えることができるのであれば、チャレンジしていこうというような、この運用の見直しの中で、そういうふうに一歩踏み出すというようなことについては、ご異存はないと思いますので、ただ、できるだけ、その意図がクリアに伝わるように、文言をもう一度検討してください。

ということで、あとの文言はお任せいたしますけど、先ほどのところの運用見直しの文言修正は他のとこでもありますので、できるだけメール審議で、あまり混乱がないような形のご提案をいただきたいなというふうに思っております。

このほか、あと1点だけ、恐らくこれは運用方針のAのところの表現のところに関係してくると思うのですが、林委員長からいわゆるデジタル技術関連の表現、SNSとかオンライン会議とか、個人通信アプリ等と、この辺は多分言葉として、日本語としてもと言いますか、人間の生活と言いますか、新しく入ってきた分野なので、言葉が正確にどのような内容を意味するのかっていうのが、多分まだ共通認識ができてないようなところがあると思うので、なるべく誤解を招かないと言いますか、正確な表現がどういう表現がいいのかと、ちょっと今、思い浮かぶわけではないのですが、等のデジタル技術ですので、デジタル技術という言葉は、多分より直接対面ではない、いろんな方法を使って、情報の獲得、交換、意義ある協議を実現するということだと思いますけども、そこのところの表現っぷりも、ちょっと留意をして書いていただければなと思います。

だいたいそんなところでカバーしたかなと思いますが、ほかに何かお気づきの点等おありだったら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。

そうしましたら、ちょっとメールのほうで確認が残ってしまいますけれども、今日のワーキンググループで議論、確認できる点は、カバーしたということで、一旦、西井さんのほうに戻したいと思います。よろしくお願いします。

○西井　二宮主査、皆様、非常に活発な議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

毎回、このワーキンググループ、皆様、非常に熱心に取り組んでいただいて、コメントいただきまして、改めて深く御礼申し上げます。

メール審議に向けて文章確認が残ってしまいましたが、材料は今あるペーパーの中に入っているものだと思いますし、この内容に関しては、皆様、概ねご理解いただいた、ご了解いただいたものだと思っていますので、この配置換えとか、組み替えの中でうまく文章をまとめられればなと思います。

それぞれの項目自体に異論があるわけではないということだと理解していますんで、あまり紛糾しないような提案にできればなと思っております。

運用方針Cのところも、先ほど東（ひがし）委員とも意見交換させていただいたので、うまくまと

められればなと思っております。

今後のスケジュールでございます。今回の運用見直しの結果に関しましては、11月6日の第184回全体会合でご報告をお願いできればと思っておりまして、これも二宮主査にご報告お願いできればと思っております。

10月2日金曜日中に運用見直し結果案、あと、事前配布資料、回答表を、必要に応じて修正したうえで、皆様に送付させていただきます。運用見直し結果に関しては、主要な提言と運用方針、両方修正です。事前配布資料も運用方針、ちょっと修正が入りますので、修正したものをお送りさせていただきます。

10月9日金曜日中に各委員から主査宛にメール本文で修正提案をいただきまして、主査にて取りまとめの上、運用見直し結果案をJICAへ提出いただけますと幸いです。つきましては、委員の皆様におかれましては、9日までの間に主査にご連絡いただければ幸いです。

15日木曜日にJICAより修正案、回答を提示させていただきまして、最終的な確認が20日火曜日中ということになってございます。

21日、全委員に送付をさせていただきまして、11月の全体会合で結果のご報告ということで進めさせていただきたいと思います。

ということで、長い時間拘束をしてしまいまして、大変恐縮ですが、皆様、ご協力本当にありがとうございました。これで今日の会議は終了とさせていただきます。

ガイドライン運用見直し、次回以降も続いてまいりますので、次回、来月になりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

二宮主査、本当に取りまとめありがとうございました。皆様もご出席ありがとうございました。

閉会 16:56